

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録 (1 5 . 2 定)			
日 時	平成15年 7月 8日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時47分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、秋山副委員長、山田・横田・上野・菊地・小前・佐々木(勝) 各委員		
説 明 員	教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

委員長

それでは、会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

過日、開催されました当委員会において、委員長に就任いたしました大竹でございます。副委員長はじめ各委員並びに理事者各位のご協力を得ながら、公正で円滑な委員会運営に努めてまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、副委員長には秋山委員が就任いたしましたことを報告いたします。

人事異動後の初の委員会でございますので、各部局ごとに理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、菊地委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「職員の不祥事について」

教育長

小樽市教育委員会社会体育課職員の不祥事について、報告いたします。

今回の職員の不祥事につき、報道各社が先行し、議会報告が遅れたことについて、心からおわびいたします。今後このようなことが起きないように、じゅうぶん留意してまいります。

教育委員会社会教育部社会体育課の職員が、会費の一部を平成14年3月ごろから平成15年2月ごろにかけて30数回にわたって引き出し、総額約180万円を着服していたことが判明いたしました。着服金は現在までに全額返済されております。平成15年4月、当該職員の職務担当から体育指導委員会を外しております。今後、当該職員の調査状況について、社会体育課職員並びに体育指導委員会委員から聞き取りを行うほか、体育指導委員会関係書類についても調査をいたしたいと考えており、全容解明に向け努力してまいります。

委員長

「ウイングベイ小樽の動向について」

(企画) 迫主幹

本年2月18日開催の市街地活性化特別委員会以降のウイングベイ小樽の動向につきまして、報告いたします。

なお、3月21日付けで、名称が「マイカル小樽」から「ウイングベイ小樽」となっておりますので、以降ウイングベイ小樽として報告をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、小樽ベイシティ開発(ＯＢＣ)の民事再生手続に関してであります。本年3月3日、ＯＢＣに対して抵当権付債権を有する日本政策投資銀行が、同じくその権利者であります株式会社ポスフルに対し、保有する債権全額を譲渡したものであります。譲渡された債権は、ＯＢＣ分が130億円、マイカル小樽エネルギー供給会社分約40億円、ヒルトン小樽分が約40億円、合わせまして約210億円となっております。日本政策投資銀行とは機密保持契約が締結されておりますことから、総額約210億円の債権をポスフルがいくらか譲渡を受けたかは明らかにはなっておりません。なお、債権譲渡を受けたポスフルも、この取引による資産、損益面における影響は軽微であるとしております。

次に、ＯＢＣの民事再生計画におきまして98.5パーセントが免除され、再生計画の認可確定後1年以内に支払われることになっておりました無担保の債権であります再生債権につきまして、約4億3,000万円の弁済が、7月3日完了いたしております。なお、弁済原資につきましては、ＯＢＣが所有する住宅用地約1万7,600平方メートルに設定されておりました抵当権をポスフルが抹消した後、これをマイカル小樽エネルギー供給株式会社に売却す

ることによって調達したものであります。以上のように、再生債務約4億3,000万円が期限内に一括弁済されましたことから、法的な民事再生手続につきましては終了したことになります。ただし、民事再生法の規定では、抵当権である別除権につきましては、民事再生手続にはよらないこととなっておりますことから、OBCには、弁済が完了した再生債権とは別に債権譲渡を受けたポスフルに対する抵当権付債権の弁済が、債務として引き続き残されているということになります。

次に、ヒルトン小樽に関する民事再生手続について報告をいたします。負債総額が約82億円に達し、本年1月16日に民事再生法の適用を申請し、即日開始決定となったヒルトン小樽につきましては、当初4月28日までに民事再生計画を作成し、札幌地裁に提出することとしておりましたが、これを6月28日までに伸長し、過日、さらにこれを本年12月28日までに伸長いたしております。

最後に、ウイングベイ小樽の営業状況についてでございますが、7月25日に旧ビブレの現在のシーブ棟3階に玩具店などを併設した喜久屋書店、カタログ販売の実験店舗として千趣会のオープンが予定をされております。同じく4階にはクラフト製品のワークショップなどの出店が予定されており、これらの出店によりましてウイングベイ小樽が抱えております空床問題が徐々にではありますが改善されるものと考えております。

委員長

「地域情報化計画について」

(企画)川堰主幹

地域情報化計画について報告いたします。

まず、計画作成の目的についてであります。これは計画書の3ページから4ページに記載されております。目的としましては、市民や事業所などを対象にして、生活や産業など多方面にわたる地域の情報化と行政内部の見直しによる行政の情報化を二つの柱とする総合的な計画であり、本市の情報化施策の基本方針を明確にし、具体的な施策を推進するために策定いたしました。計画期間は平成15年度から平成19年度までの5年間としています。

5ページから6ページにかけて本市の情報化の現状と課題が載っておりますが、市民、事業所を対象にしたアンケートから、市民においては全国に比して本市のインターネット利用率の低さから、利用者数の拡大の必要性があること、また、事業所としても人材育成を市に期待しているとの内容がまとめられております。さらに、行政としてはホームページのリニューアル、IT講習会受講者のフォローアップ、エンドユーザー・コンピューティングの観点から、職員の能力向上の必要性等が求められております。

地域の情報化の基本的な考え方につきましては、9ページから13ページにかけてまとめておりますが、その具体的な内容につきましては、14ページから18ページに記載されております。その中では、市民の皆さんがITを活用して市政に参加できるように、市民参加の推進を積極的に進めることとしており、審議会など各種会議の内容を公開するための取組、また、市民の皆さんのニーズにこたえるよう、1課1ホームページに取り組むほか、電子掲示板や電子会議室などの開設により、市民の皆さんが市政に積極的に参加できるシステムを検討することにしていきます。

快適な生活を支援するために安全・安心の確保に努めた情報化の取組としまして、防災や保健、福祉、医療など各種情報システムの整備を進めるほか、生涯学習情報や消費生活情報、ごみリサイクル情報、交通情報など、市民生活に密着した情報提供の充実に努めることにしています。

将来を担う子どもたちへの情報教育の充実としましては、小中学校のパソコン機器等の整備に努めるとともに、教員を対象として研修会や講習会などを実施することとし、地域産業の分野では観光についての情報を充実させるとともに、商店街のIT活用の支援に努めます。また、パソコンなどの情報通信機器をより多くの方が使えるように、IT講習会の開催や相談窓口の開設、さらにはいつでもどこでも情報化の効果を実感できるように、市民端末機の設置も検討します。

次に、行政の情報化についてであります。この具体的な内容につきましては、19ページから21ページに記載しております。まず、行政事務の効率化として、庁内情報ネットワークの活用により、庁内のペーパーレス化を図るとともに、文書管理や電子決裁、電子申請、電子入札など、行政事務の電子化実現に向けて努力します。また、情報公開への対応として公式ホームページを充実させ、1課1ホームページを目指すほか、使いやすい検索機能を備えることとし、さらには電子メールなどを利用して、市民の皆さんの意見集約、意見交換を行う場の開設も検討していきます。

次に、窓口処理の自動化と市民サービスの充実の関係では、まず申請書などのダウンロードサービスの充実を図ります。また、各種申請や届出が電子により申請することができるようになりますと、窓口サービスが飛躍的に向上することになりますことから、必要度が高く、できるものから電子化を進めていきます。また、庁内情報ネットワーク、総合行政ネットワーク、住民基本台帳ネットワークなど、各種ネットワークの基盤整備を進めるとともに、1人1台のパソコン配備を引き続き進めてまいります。

次に、当面の重点事業計画が22ページに記載されています。今回、策定した情報化計画の中で特に優先的に取組を進める三つの事業を重点事業として実施します。一つ目は、公式ホームページの質・量の充実があります。現在、市民生活に密着した情報を中心に、提供量の充実や利便性を高めるため、検索機能を付加する対応などに着手しております。二つ目は、IT講習会の開催、IT機器操作についての相談窓口の開設です。平成13年度に行ったIT講習会からステップアップした内容で、本年8月から12月まで実施する予定であり、現在、受講者を募集中で、35講座、定員20名の700人を予定しているところであります。また、IT機器操作についての相談窓口も8月から開設いたします。三つ目は、総合行政ネットワークと庁内情報ネットワークの整備及びその利活用の促進です。他の自治体との連携、庁内における職員間の情報共有に努めていくことにしています。これにより、国、都道府県、市町村間の公文書の電子化、情報の共有化などが図られるようになって考えております。

23ページ、24ページに計画の進め方、スケジュールを示しております。ここ二、三年は重点事業を中心に進めていきます。また、重点事業の内容につきましても、それぞれのゴールビジョンを目指して個別の検討を進めてまいりたいと考えております。なお、国においては、近々「e-Japan重点計画2003」を新たに発表すると聞いておりますし、IT技術の進歩は目をみはるものがありますので、今回の計画の進行管理を行うことは無論であります。時代のニーズにより計画の見直しや修正が必要なときは、行政情報化計画推進委員会で検討後、IT推進本部の中での協議により、情報施策の内容を決定していきたいと考えております。

委員長

次に、本定例会に付託された各案件について、順次、説明願います。

「議案第9号及び第10号について」

(消防)中村主幹

議案第9号小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第10号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきまして、一括説明申し上げます。

議案第9号小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成15年4月1日、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、これに準じて同条例につきましても同様に退職金の額を改定するものであります。

次に、議案第10号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、平成15年4月1日、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める補償基礎額を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

委員長

「議案第15号について」

菊地委員

議案第15号小樽市非核港湾条例案について、簡単に趣旨説明をします。

このたびのアメリカ、イギリスのイラクへの武力攻撃をめぐっては、世界じゅうが未ぞ有の反戦行動を行いました。世界の世論は非核の方向へ大きく動いています。そんな中で、日本国政府はアメリカの力の政策に追随して、いまだ戦闘状態にあるイラクへの自衛隊派兵を実現することに躍起になっています。先のイラク戦争では、かつては小樽港に入港したこともある米空母キティホークが核兵器劣化ウラン弾等を搭載し、投下し、多くの罪のない人々が犠牲になりました。この先も核兵器搭載可能な米艦のなし崩し的な寄港を許し、軍港化につながることを市民は何よりも心配しています。市民の安全と命を守るためにも、小樽市非核港湾条例が必要であることを訴えて、提案説明とします。

委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会の順といたします。

共産党。

菊地委員

職員の不祥事について

共産党の菊地です。よろしくお願いします。

最初に、先ほど教育長から報告がありました職員の不祥事問題についてですが、共産党の小樽市議団としては、今回、問題になった件につきまして、本会期中の総務常任委員会に報告するよう求めました。ところが、教育委員会はこのことを拒否しましたが、けさのマスコミ報道を見る限りでは、共産党が求めたことにじゅうぶん応じることができた。それにもかかわらず調査中と言い逃れしていたとしか思えません。これは明らかに議会を軽視したものであり、今後、このようなことのないよう強く要請するところです。このことを冒頭申し述べまして、改めて職員の不祥事問題について何点かお尋ねしたいと思います。

まず、発覚の発端となった動きについて、どんなことかということについてお聞きしたいと思います。

(社教)上杉主幹

本年3月上旬になりますが、指導委員の方から会費の未納入金ということで問い合わせがありました。そのことによって発覚いたしました。

菊地委員

3月に発覚したということですが、それがどうして今まで公にされなかったのかということについて、お聞きしたいと思います。

(社教)上杉主幹

ここに至るまで、明確に職員を含めて関係者等に問い合わせ、また、関係情報、それからほかに類がないのかということで、たいへん時間を要しておりました。

菊地委員

今、どこまで調査が進んでいて、全容が明らかになるにはどのぐらいの時間が必要かということについての見通しについてお願いします。

(社教)上杉主幹

けさの新聞報道のとおりでございますが、総額で約180万円、回数にして30回ということで、その範囲で掌握してございます。なお、今後につきましては、できるだけ早急に調査をしまいたいと考えてございます。

菊地委員

3月から今までずっと調査をしてきたということだと思いますけれども、すごく時間がかかっていると私は思うのですが、できれば公にならずに隠し通せるなら通した方がいいのではないかとこのように、そのような隠ぺいをしようとした事実はないのかということについて、お聞きしたいと思います。

社会教育部長

この件に関しまして、決して担当部で隠そうという意思は全くございませんで、担当職員の方でいろいろと調査をし、調査結果を完結すべく努力をしてまいったということでございます。そういった意味では、長期にわたり議会に報告できなかったということについてはたいへん申しわけなく思っていますけれども、先ほど申しましたように、この件につきましては早急に解決するように頑張っていきたいと思っております。

菊地委員

ぜひ全容解明に努力をしていただきたいと思います。繰り返しこのようなことが起こらないための対策について、何か考えていることがありましたらお願いいたします。

社会教育部長

この問題は過去にもあって、我々も非常に厳格に対処すべきということでありました。結果的には、市職員が民間の会計の一部を担っているという部分がありまして、もう一度教育委員会として再点検をし、民間に移管をするというか、お返しをするということを進めてまいりたいと思っております。

菊地委員

今回のように、公金ではないけれども、民間の方も含めているいろいろお金を集めたり、親ぼく会などのお金について、市職員が会計を担当しているというようなことは全体でどのくらいあるのかということについて、わかりましたらお答えください。

(総務)総務課長

実際、親ぼく会みたいなものも含めると、かなりの数になるかと思えます。その実態まではなかなか把握していません。それで、数年前になりますけれども、事務局を市職員が担当している団体を調べたことがございまして、約90件ほどございました。やはり不祥事からの反省に立って調査をしたのですけれども、その部分につきましては一定程度調査を行いまして、改善すべきところは改善の方向で済んだというところでございます。その時点で今回の団体は入っておりませんので、今後の課題になりますけれども、公金を扱うということの視点に立って、再度どういったことが必要か検討しなければならないかなとは考えております。

菊地委員

市職員が不祥事を起こしたということが立て続けに続いて、職員の倫理規程がつくられたと思うのですが、あれから3年たっているのです。そういう意味では、3年たって、そろそろそういう倫理規程を守るというか、そういうものに対する職員自身の気の緩み、小樽市の行政全体としての緩みとか、そういうものがあつたのではないかとこのように思うのですが、その辺について総務部長はどのようにお考えでしょうか。

総務部長

職員の意識ということですが、常日ごろから、職員の意識については機会あるごとに指導といいますが、お話をさせていただいています。ですから、気の緩みがあつたのではないかとこのことですが、今、こういう状況の中では、職員はそういう気の緩みを持たず、緊張感を持って、いろいろと進んでいるのだらうと思えます。中には、やっぱり委員もご指摘されるように、気の緩みもあつたところもあるのかもしれませんが、先ほど言いましたように、常日ごろから緊張感を持つように、当然、助役、市長からもお話をさせていただくということも含めて、そういう緊張感を持った業務をしていただきたいと思います、こういう話をしておりました。先ほど総務課長からちょっとお話ししましたが、改めてこういう事務局として公金を取り扱う者についての調査といいますが、改めて本当にそのほかにないのか、漏れがないのか、調査してみたいと思っております。

菊地委員

一人一人の職員の自覚、それが大切なのですが、一つには、今、市の財政が非常にひっ迫していると。そういうことについて節約といいますか、一つ一つの業務に前年度の給与1割カットとかを含めて、仕事自体に対する閉そく状態といいますか、希望を持って生き生きと仕事ができるというような、そういうところの閉そく状態もあるのではないかというふうに思うのです。そういう意味では、従来、この議会の中でも何度も議題になりましたけれども、この大変な時期に、職員が一致団結して、この財政状況を乗り切ろうということもあるのですが、その乗り切り方法が、本当に市職員が市民のために市民に喜んでもらえる仕事をどうつくっていくか、その方向でやっていくというような、行政全体の在り方というか、そういうものが求められるのかなというふうにも思います。そういう意味では、職員の一人一人の自覚も大事だけれども、行政を行う方として、そういう方向に向いていくような努力もぜひしていただきたいということを最後をお願いして、このことは終わりたいと思います。

庁達第9号について

次に、この議会中、ずっと私がお尋ねしています消防長の庁達第9号について改めてお尋ねしたいと思います。

庁達第9号なのですが、通常火災において非番の職員を居住地別に2次出動に編成するという目的で通達されたものだというふうに理解してよろしいでしょうか。

消防本部次長

このたびの庁達第9号でございますが、花園ポンプ車の編成につきまして、平日日中につきましては本部員で編成、また、夜間休日につきましては、花園管内居住者によりまして2次出動が指令された時点で招集し、編成するものでございます。

菊地委員

消防の警防業務規程というのがありますが、その中では、居住地別に職員を編成できるのはどのようなときというふうに書かれているのでしょうか。

消防本部次長

警防業務規程上、居住地別ということで表現してあるものは、地震の発生あるいは津波警報の発表などによりまして特別警戒体制をとるときに、居住地別に非常時警備編成をとることとなっております。

菊地委員

それでは、非番の職員を通常火災の2次出動で招集できるという根拠は、警防業務規程の中にありますか。

消防本部次長

このたびの花園管内居住者の招集につきましては、消防長の職務命令として庁達したものでございます。消防組織法におきまして、消防長は消防職員を指揮監督すると。また、職員は指揮監督を受けると。こういうことございまして、指揮監督する代表的なものは、職務命令でございます。このたびの庁達は、消防長の職務命令として庁達したものでございます。根拠は消防組織法の流れから来ているものでございます。

菊地委員

この警防業務規程のどこに根拠を置いているかというふうに聞いているのですが、

消防本部次長

このたびの庁達につきましては、2次火災出動が指令された時点で招集すると。これにつきましては、庁達の中で示したものでございます。

菊地委員

警防業務規程の中には、通常の火災で非番の職員を招集できるという根拠はどこにも書かれていないというふうに理解してよろしいのですか。

消防本部次長

警防業務規程上は、3次出動、4次出動というふうになってございます。

菊地委員

ということは、警防業務規程と庁達第9号の中身というのは矛盾しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

消防本部次長

警防業務規程、庁達において、矛盾はないものというふうに考えてございます。

菊地委員

警防業務規程の中ではその根拠が示されないということは、逆に警防業務規程が不備だということになるわけですか。

消防本部次長

今までの3次、4次出動につきましては、警防業務規程第28条で職員の参集について示していたものでございます。この第28条の考えから、このたびの2次出動による招集につきましては庁達で示したものでございます。

菊地委員

通常火災の2次出動についてということですが、これは業務規程の中にはないですね。

委員長

次長、何かちょっとかみ合わないような部分ですが、

消防本部次長

今までの警防業務規程の中には2次出動の招集という項目はございません。したがって、このたびの庁達で細かく示したものでございます。

菊地委員

警防業務規程の中にはないというので、庁達で出したからと言っているような気がします。警防業務規程よりも庁達が上になるのですか。

庁達第9号が出されたことによって、花園に居住している職員の業務上の新たな待機ができ上がったのではないかなと、私は理解しているのです。ですから、今回、改めて庁達第9号を出さなくても、従来の警防業務規程の中でいくらかカバーできたのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺についてはいかがですか。

消防本部次長

今までの警防業務規程上の火災による職員招集につきましては、3次、4次出動についてあるものでございました。このたびの庁達の招集は、2次出動が指令された時点ということで庁達で示したと、こういうことでございます。したがって、在来からの規程の中では2次出動という項目はございませんので庁達で示したということでございます。

菊地委員

ということは、要するに今度の適正配置で職員及び消防車というか、そういうものは新たな配置になったわけですね。それで、小樽市全体の、例えば花園出張所が火災とか、そういうものに対して責任を持つ区域では、この現在の警防業務規程では補いきれないということだというふうに理解していいのでしょうか。

消防本部次長

花園の夜間・休日の体制でございますが、いわゆる初動態勢といたしましては、119番通報が入電したと同時に4台出します。今までは花園は2台体制でございましたので、今、花園、救急車とポンプ車の2台の職員が配置されておると。火災の場合は1台の職員しかおりませんので1台で出動と。もう1台の方は近隣の出張所から繰上げ出動ということで、4台の初動態勢、これも従前と同じでございます。さらに、火災が大きくなりまして、現場の最高指揮者が消防隊の増強が必要だと判断しまして、2次出動を指令した場合には、さらに3台行くと。このとき

も、さらに繰上げ出動で3台と。これも在来と同じです。合わせて現場にはポンプ車7台と、その段階で、花園管内居住者の職員を招集しまして編成すると。この編成の目的であります、発生している火災において、さらに消防隊を部分的に増強したいと。3次出動をかけるまでいなくても1台か2台来てほしいと、こういう特命出動がかかる場合もございます。さらには、この火災が大きくなりまして、3次あるいは4次と拡大することも想定しております。さらには、別なところで火災が発生するかもしれない。こういうことで、そういったことに備えて花園居住者を招集すると、こういうことでございます。

菊地委員

それは、従来もそういうことは当然考えられることですよ。従来のそういう火災のことについては、警防業務規程でやってこれたわけですよ。今度改めて、花園居住区域の職員にだけ、2次出動をかけるための庁達を出したということは、今までの警防業務規程に示された中身では対応しきれないということを出したということではないのですか。

消防本部次長

今までの3次出動の予備車編成、これについては事前に署長が示してございます。4次出動についても示してございます。花園の夜間・休日の予備車を加えますと、予備車は8台あるわけでございます。4次になればこれは全員招集でございますけれども、2次、3次、4次と段階的に火災の規模により招集すると、こういうしくみになってございます。委員がおっしゃっておられるのは、恐らく今まで2次出動で招集していなかったもので、3次出動の招集でよかったのではないかという趣旨ではないかというふうに思いますけれども、これにつきましてはいろいろ私どもも考えました。3次でいいのではないかとか、あるいは予備車が8台あるのであれば、予備車の編成隊ごとに花園に呼べばいいのではないかとか、非番員を満遍なくやればいいのではないかとか、いろいろ検討はじゅうぶんいたしました。しかしながら、別の予備車編成隊がこっちへ来ますと、火災の規模により、今度は例えば長橋の方で予備車を編成してもらわなければならない。そうすると、その編成が組めないということになる。全体の市内のバランスといたしますか、体制が崩れてしまうというような中で、今考えられる一番最善の方法ではなかるうかなということでスタートしたということでございます。

委員長

菊地委員、今の答弁、理解できましたか。

菊地委員

理解できました。

委員長

何か言っていることと答えていることが、かみ合っていないような気がしますけれども。続けますか。

菊地委員

はい、続けます。

今回は従来にない新たな編成が加わったわけですよ。ということは、従来の警防業務規程で賄いきれない部分が出てきたというふうに理解すべきですよ。その警防業務規程で賄いきれなくなった事実が発生した原因があるわけですよ、今回の適正配置という。でも、適正配置のときにも、従来の警防業務規程で賄いきれるというふうにして判断して、今回の適正配置を行ったと思うのです。それが賄いきれなくて、新たな庁達で、しかも全部の職員ではなくて、わざわざ花園に住んでいる職員を2次出動というふうにして。では、改めてお聞きしますけれども、2次出動がかかる火災の状態というのはどういう規模の火災なのか、お聞きしてよろしいですか。

消防本部次長

1次出動から説明させていただきますけれども、1次出動の消防力といたしますか、これにつきましては4台出動するわけなのですが、通常30坪程度といたしますか、100平方メートル程度の建物から出火しまして、これが4口で

いわゆる四方から放水して消火すると。これが1次出動でございます。これが延焼しまして、隣家、周囲にも火災が延焼拡大しているというような状況、あるいはまた、1軒の火災があっても、400平方メートルも500平方メートルもあるというような建物であれば、これは現場の最高指揮者が4台では足りないと、こういうようなことで消防隊の増強が必要だと認めまして第2次出動を指令すると、これが第2次出動でございます。

菊地委員

先日の日曜日に火災がありましたよね。あの規模では第2次出動というのは要請されるのでしょうか。

消防本部次長

あそこは繁華街でございます、密集しております。また、もともと倉庫であった建物を、冷凍・冷蔵庫あるいは、休憩室、それから物品保管庫というようなことで、今、使用されておるわけですが、合計で512平方メートルです。大きな建物でございます。したがって、そういった場合には、例えば初期の段階で現場の最高指揮者が、これはもう初めから7台必要だということで、すぐ第2次出動をかけるというようなこともございます。このたびも2次出動をかけてございます。

菊地委員

ということは、今回の火災は日曜日だったので、庁達第9号の中で編成された人たちに2次出動がかかったということですよ。

消防本部次長

そのとおりでございます。6月10日、新体制がスタートしまして、7月6日、日曜日、初めての招集でございます。

菊地委員

あの規模の火事で2次出動が休日及び夜間にかかるということですから、かなりの頻度なのだろうなというふうには私思うのです。消防職員ですから、いざ火災が起きたといった場合には、たぶん3次出動、4次出動も含めて、全消防職員の皆さんが一様に身構えると、そういうふうには訓練されているし、そういう心構えだというふうには思うのです。そういう態勢に入るのだと思うのです。ただ、2次出動に編成されている職員と、やっぱり3次出動の予備車に編成されている職員では、精神的プレッシャーの重みはおのずと違ってくるのだろうというふうには思うのです。そういう意味で、この花園区域に居住している職員だけが、夜間・休日3日間あげずに、そのような精神的プレッシャーの下に置かれて、それが従来の業務規程になかった新しい庁達でそのような状況の下に置かれる。このことは、やっぱり職員にしてみたら大変なことだろうなというふうには思います。

しかも、交代要員も自分で探して、それを報告するということがあらかじめ義務づけられる、このような勤務体制というのは改められて、従来の警防業務規程の中できちんと賄えるような、そういう体制をつくる必要があるのではないかとこのように思っているわけなのです。本会議でも、市長も改正すべきものがあれば検討していきたいと答えていますし、予特の中でも次長はそうのように答えられていますので、速やかに対処していただきたいというふうには思うのですが、いつごろをめどにということと考えておられるのかということをお伺いして、質問を最後にしたいと思うのですが。

消防本部次長

いつごろということでございますけれども、6月10日にスタートをいたしまして、私ども最善の方法でないかということで新体制を置いたわけでございます。今の時点でいつごろということは申し上げられませんが、改善すべき点があれば今後じゅうぶん検討してまいりたいと、消防長も答弁しておりますので、私どももそんなふうには考えるところでございます。

菊地委員

速やかにお願ひしたいと思います。

学童保育について

次に、学童保育について何点かお伺いしたいと思います。この問題につきましては、新谷議員なり中島前議員がずっと質問してきていることなのですけれども、今年度の学童保育の待機状況についてお聞きしたいと思います。

先日、教育委員会の方からも資料をいただいたのですけれども、この資料と、それから今年度の入所申込みを3月4日に受付をしていますよね。その時点では、3年生の申込みも全市で89名あったというふうに私は認識しているのですけれども、昨日いただいた資料では、3年生が在籍ゼロというクラブが9か所ありました。3年生も4月の申込時点では入所できたけれども、その後何らかの事情で退会したということなのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

(社教)社会教育課長

今年度につきましては、1年生から3年生までの申込みが、学校段階で定員オーバーした児童クラブが何校かございまして、そこにおける定員オーバーしたクラブの3年生だけにつきましては、入会をご遠慮していただくという内容です。

菊地委員

そうすると、待機児童数の中には、3年生も入れた方が正確な数ということになりますよね。

(社教)社会教育課長

待機児童数の考え方でございますけれども、入会できなくても、さらに入会申込書を出しまして、あくまで待ちましようという方も中にはいらっしゃいますし、また、全くそういうこともなしに、その後入会意思を示さないという方もいらっしゃいますので、どの時点で待機とみなすかというのはなかなか意見が分かれるところだと考えています。

菊地委員

3年生はあらかじめお断りしても、昨日いただいた資料の中には最上2名、望洋台1名、銭函2名という待機児童がいらっしゃるという資料だったのですけれども、これは4月以降何らかの手だてというのがとられてきたのでしょうか。

(社教)社会教育課長

従前から、何校かにおきましては、そういう形で定員をオーバーしても待機しているということはございません。今までは、だいたい夏休みを過ぎますと、何人かのお子さんはクラブをおやめになるという実態がございまして、だいたい待機しているお子さんは入会できたという実態もございます。ただ、ここのところやはりなかなかこのあたりの状況、そういった面で2学期になっても退会をしないというお子さんも増えてきていますし、ただ時間がたてばあくのかなというのを待っているということでは、なかなか解決にはつながらないのではないかなというぐあいに思っています。

菊地委員

3年生を断らざるをえないとか、それから今おっしゃったように夏休みが明けてもなかなか入れないという実態があるというお話でした。この数年、待機児が毎年のように出ている学区については、定数を増やすという対策が速やかにとられるべきではないかというふうに思うのですが、その辺についてはいかがですか。

(社教)社会教育課長

ご承知のように、放課後児童クラブは、現在、定員は30名ということで決めております。この30名というのは、1教室の広さにおきまして、児童がパソコンをしたり、休んだりできるということでは30名が適当だろうということで決めたわけがございまして、この定員を増やすということに対しましては、一定程度の決め事ということもございまして、30名から35名でいいのか、36名かと、いろいろな議論もございますけれども、こういった状況の中で30名ということも、ひとつやっぱり今後考えていかなければならない点なのかなというふうには考えております。

菊地委員

過去から、議会の総務常任委員会の中での学童保育についてのやりとりを見させていただいたのですが、この定数については、この数年、今後の課題というふうについていつもお答えになっているのですが、具体的にその課題についてどのようにアプローチして、どんなふうに変わっていかうとしているのかということについては、いかがでしょうか。

(社教)社会教育課長

確かに、定数見直しということについては課題ということでお答えをしている経過の中、ただ具体的にこの放課後児童クラブに入れない子供をどうするのか、具体的な解決策はどうかということ、私たちはやはり定員の見直しもさることながら、クラブの新たな増設と申しますか、そういうことがなかなかできないと、少子化対策というか、雇用対策といった中でも、コンピュータ授業を希望して入会される子供さんが増えてきておまして、入会数も年々増えてきております。こういう実態を踏まえまして、基本的にはクラブの増設というのは必要ではないかなと。それを私どもは最重要課題としてとらえておまして、今後ともできるだけ増設については検討していきたいというふうを考えています。

菊地委員

3月の第1回定例会で新谷議員の質問に、元の朝里出張所の活用について検討したいというふうにご答えられているのですが、その後どのように検討されているのかということについてお聞きしたいと思います。

(社教)社会教育課長

朝里地区は最近住宅も増設されまして、児童の数も増えてきております。朝里小学校も現在児童クラブが二つございます。ただ、その朝里小学校の児童クラブは、ここ数年、慢性的に定員オーバーということでございまして、学校側とも我々は何度も交渉いたしまして、いわゆる余裕教室を児童クラブに転用できないかというお話をしてみましたが、なかなか学校側も学校教育に利用したいという希望があります。旧朝里出張所を貸してもらえないのかということでお伺いしたところ、使えそうだとということで、現在、私どもそこも考えていますけれども、再度、学校と交渉しながら、学校の中にクラブを設けるといのは最善だと思いますので、両面から、これについてはさらにアプローチをしていきたいというように考えております。

菊地委員

少子高齢化が問題になっているのですけれども、やっぱり働きながら子育てをするという環境を整備するという、その子育て支援の在り方にもう少し積極性があっていいのではないかなと、私はいつも思っているのです。子どももの成長ですから、1年待つ、2年待つということは大変なことなのです。速やかにこの施策はとっていただきたいなというふうに思うのです。それと同時に、学童保育所の内容の充実を望む声にも積極的にこたえていかなければいけないと思うのですけれども、土曜日の開設について、今どのような状況かということについてお聞きしたいと思います。

(社教)社会教育課長

学校側だけのクラブについてお答えを申しますと、土曜日につきましては従前までは第2、第4土曜日、量徳小学校1校だけでしたけれども、平成14年度からはこの量徳に加えまして、桜、幸、朝里、そういう形で小学校は開設をいたしております。

菊地委員

そうすると、土曜日は近隣から一つのところに通ってくるということなのですね。実際に、平日通っている学童で、土曜日そのまま開設してほしいという声はどのくらいあるかということについては押さえているのでしょうか。

(社教)社会教育課長

確かに、全市的に何か所かあるところを4か所に集約するという状況になると、大変な距離になるかということ は理解しております。現状の中では、さらにこれ以上土曜日の開設を増やしてほしいという、そういう声は私ども の方にはまだ来ておりません。

菊地委員

開始時間についてはいかがですか。今、土曜日は9時からというところに通わせているお子さんを持つお母さん で、9時までには仕事に行きたい、1年生なので、そこに送っていききたいというのです。9時にあく仕事に間に合 わないというようなことがあって、せめてあと30分早くあけてもらえたらという要望が、実際私たちの方には届い ているのですけれども、その時間について今後改善していく方向とかありましたらお聞かせください。

(社教)社会教育課長

開設時間でございますけれども、現在は9時から5時までという形でやっております。従前までは、開設時間は 夕方の場合4時半までだったのですけれども、昨年度からは5時まで30分延長いたしました。また、開設時間をも う少し早くしてくれという声もございますけれども、市の嘱託員の場合、勤務時間数の制約もございますので、そ の辺のところのクリアをしていかないと、なかなか時間の延長というのは難しいのかなと、現在ではこのように考 えております。

菊地委員

もう一点なのですけれども、現在開設されている学童保育所で土曜日、水筒を持参しているところがあるのです が、その事実を把握していたでしょうか。なぜ水筒持参なのかということについて、お答えください。

(社教)社会教育課長

調べましたところ、そういった事実はございます。これは量徳小学校でございまして、児童に水筒を持参させて きている。その理由につきましては、水道の水が若干赤水が出るということでございまして、平日ですとお子さん 皆さんが使いますので、そういうことはあまり感じられないということですが、土曜日は利用量が少ないとい うことから、赤水が出るというふうに私どもは伺っています。

菊地委員

これから夏にかけて水分をとる機会も多くなると思うのですけれども、一々そうやって水筒の中に入っている水 を子どもに飲めというのも、私は酷なことかなと思うのです。やっぱり水道の水を飲めるように、水道管について の補修なり取り替えるなりという、そういう手だてを一日も早くとってあげてほしいと思うのですが、その点につ いて。

(学教)施設課長

水道水の関係なのですけれども、社教課長が言った、使用する量が少ない、それから休みが何日も続くと、その ような場合については、水道管の中の鉄さびなんかということで赤い水が出たと、そういうケースはあります。そ れで、量徳小学校ということで、私ども状況を把握していないものですから、よく実態を調べて、何か改善できる ような方法があれば取り組んでいきたいと、そういうように考えております。

菊地委員

開始時間の問題、それから土曜日の開設場所を増やしてほしいという問題についても、これからも機会あるごと に提起していきたいと思っておりますので、ぜひ積極的な取組について姿勢を示していただきたいと思いま す。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

学校給食調理等業務の外部委託について

現在、財政再建計画で、市でやっている業務が外部に委託されるということが考えられております。そこで、調理等業務についての外部委託について意見をお聞きしたいと思います。

(学教)学校給食課長

学校給食につきましてのお尋ねでございますけれども、民間委託につきましては、今までも炊飯業務ですとか、給食配送業務を民間に委託してまいりました。今、委員がおっしゃっているのは、長期の民間委託ということだと思います。市全体の方針の一つといたしまして、現業職場の在り方を見直すということをやっております、今後の調理等業務につきましても、この方針に沿いまして、財政の健全化等を図ってまいりたいと考えております。

山田委員

今後の食育について

次に、今後の食育、食べることの教育についてお尋ねいたします。学校では、家庭実習とか、学校給食の試食会、そういったことをやっていると思いますが、本来あるべき学校給食の在り方、また、外部のPTA、お父さん、お母さんを巻き込んだ食育の在り方について、少しお話を聞かせていただきたいと思います。また、将来的に、お母さんの味とか、おふくろの味、こういうものをどういうふう大切にしていけるか、そこら辺も聞かせていただければありがたいと思います。

(学教)学校給食課長

ただいま食の教育についてのお尋ねでございます。確かに、生活習慣病の低年齢化等も指摘されておまして、提言もたいへん重要な事柄であろうと思っております。現在、調理場あるいは単独調理校では、学校給食の現状などを理解していただくために、保護者を対象として試食会を数多く開いております。また、昨年からは総合的な学習の一環といたしまして、子どもたちの調理講座の学習もやりまして、栄養士が望ましい食生活等につきまして話す機会も出てまいりました。将来のことという部分もございますが、現在のところ、これからは機会があるたびに子どもたちの啓発に努めまして、先ほど申しましたように、学校給食に対する保護者の理解を求めていきたいと、そう考えております。

山田委員

食育の取組でも、札幌など道内でもいろいろと活発化している、こういう状況がございます。ほかの地域でどのような取組をしているのか、そういうことも、もし現段階でわかっていることがありましたら、お教え願いたいと思います。

(学教)学校給食課長

道内すべてを承知しているわけではございませんけれども、例えば小さい町村でありますと、農家の方との協力によりまして、畑仕事といたしますか、そういうことをする。あるいはまた、献立といたしますか、そこでつくったもので食事を楽しんでもらう、こういう方法をとっているところもございます。

山田委員

学校給食の残飯について

続きまして、学校給食の残飯について、私の時代は口に合わないものが多かったのですが、最近はもう質のよい、肥えた学校給食状態になっているということなのですが、残飯について過去と現在の推移、それについてお聞かせ願いたいと思います。

(学教)学校給食課長

給食の残さについてのお尋ねでございます。残さについてはいろんな状況がございます、一概には言えないということもございます。例えば、単なる好き嫌いということもございますし、また、アレルギーですとか、家庭と似たような献立も出まして、こんなこともございますので、必ずしも一概には言えないわけですが、一般的

に申しますと、和食といいますが、そういうものについては、今の子どもたちはどうしても残している傾向にあるかと思います。

山田委員

やはり我々の時代はコッペパンの給食が主食でしたが、現在の米飯給食の取組、これについて、今のお話だとあまりにも食べられないというような状況とお聞きするのですが、今後の取組はどんなされるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

(学教)学校給食課長

現在、米飯給食は週2回してございます。やはりパンとの兼ね合いもございまして、米飯2回、パン2回、めん類1回という形を取り入れて行っております。献立につきましても、先ほど申しましたように、なかなか個人差があり、現在、和食といいますが、そういうものを残す傾向にあるわけですけれども、残食の有無にばかりこだわりますと、やはり子どものし好に偏ったということにもなりますので、栄養士に努力してもらいまして、この後に生かして参りたいと思います。

山田委員

皆さん、本当によく業務を行っておられると思っておりますが、現在、スローフード、こういう自然食材を使ったものが増えてきていると思いますが、この点について今後の取組をお聞かせ願えればと思います。

(学教)学校給食課長

ただいまスローフードということでお尋ねでございますけれども、学校給食はもともと安全・安心ということをお大前提にしておりますので、できるだけ自然のものを使うと。例えば外国産のものを排除いたしまして、国産、それだけでもできるだけ道内のもの、あるいは地元産、そういうことに心がけているところでございます。

山田委員

それでは、今後ともこういうような取組で、ぜひ安全な食物をお子さんに食べさせる努力をしていただきたいと思います。

市長への手紙について

次に、先日、広報おたる7月号が参りました。この中の市長への手紙ということでお尋ねしたいと思います。この市長への手紙ということで、昨今、道新にも提案がございましたが、この提案の主なものについてどのようなものがあるか、どのような部署でどういうシステムで実施されるか、また、取りまとめられるかをお聞きしたいと思います。

(企画)青木主幹

市長への手紙のお尋ねですが、市長への手紙が実施されましたのは平成11年度から平成15年度まで、5年度にわたって実施しているところでございますが、市長への手紙の中の項目の分類ということでございますが、私どもの方では総合計画の項目に従って大分類、中分類、さらにこの中身を細分類ということで、3段階に分けているところでございます。ここでは、総合計画に従った大きな分類についてお話ししたいと思うのですが、項目別にはまず教育・文化に関するもの、市民福祉に関するもの、生活環境に関するもの、産業振興に関するもの、都市基盤に関するもの、行政・財政関係に関するもの、市議会に関するもの、それからその他ということで大分類してございます。

また、市長への手紙の処理のシステムといいたしでしょうか、処理がどのようになされるかということの流れでございますが、4段階の処理に分かれております。まず第1段階目でございますけれども、市民より市長への手紙が市役所に届きます。これを広報広聴の方で受付いたします。これが第1段階です。第2段階でございますが、担当におきまして、手紙の内容をよく見まして、関係する部課ごとに分類します。そして、関係する部課ごとに、コピーを作成いたします。これが第2段階です。次は第3段階になりますが、この第3段階におきまして、先ほどはコピーを作成すると申し上げましたが、まず本書の方の流れを説明します。市長への手紙の本書につきましては、ま

ず市長に最初に見てもらいます。その次に助役、さらに企画部長の順で供覧いたします。その際に、市長から特に指示等がありましたら、所管する関係の部長に伝えるという流れになっています。これが本書に関する流れでございます。次に、コピーの流れでございますが、関係する部課は、一つの手紙におきまして、複数の課題、提案等を含んでいる場合がございますので、必要な部数だけ作成いたしまして、それぞれの所管課に処理依頼をさせていただきます。それぞれの所管課におきまして検討処理を経まして、処理報告書が私どもの広報広聴担当の方に寄せられるということになります。これが第3の段階でございますが、最終の第4段階ということになります。各所管から寄せられました書類等と、それから市長からの回答文が参ります。これを取りまとめまして、企画部長、助役、市長へと決裁の後、市長の自筆の署名をいたしまして、差し出しされた市民の方に送付すると、そのような形になっております。

委員長

少し待ってください。報告できますか。

(消防)総務課長

はい。ここで報告をさせていただきます。ただいまの火災につきましては、手宮市場向かい、市川というところではないかという通報で来ているのですが、ここの2階部分から煙が噴出しているということで、ただいま第2次出動がかりました。この後随時、必要があれば報告をさせていただきたいと、そのように思います。

山田委員

特に市長の手紙の中で困ったこと、できればこういうことが実行されたとか、そういうものがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

(企画)青木主幹

市長への手紙でさまざまな提言や要望等があるわけですが、処理していく中で実現に至ったものというのは今までもありまして、広報おたる7月号の中で皆さんに紹介申し上げているようなことで申し上げますと、社会教育施設などへの観光ボランティアの入館料を免除したというようなことですか、あるいは障害者用のリフトカーの設置を図った等々について実現を見ております。

山田委員

同じくEメールの方にも市長への提言がなされていると思いますが、そこでだいたい何件が来て、どのようなものがあつたぐらいで構いませんから、報告をお願いいたします。

(企画)川堰主幹

Eメールによる意見・要望につきましては、11年度から実施してございまして、11年度106件、12年度303件、13年度276件、14年度361件で、14年度につきましては1日1件ペースで要望・意見メールが寄せられております。内容につきましては、私もこの4月から見ておりますけれども、冬は除雪の要望といったメールが多かったというふうに思いますし、夏になりますと、観光客からの苦情メールというのでしょうか、そういった部分も目にしますし、福祉サイドの話もございますし、多岐にわたっているという印象を受けております。

山田委員

本当にこの市長への手紙というのは、実際に市民の皆さんが直接市長に物を言えるものだと思います。これを市長が目にすることによって、市民が今何を考えているのかというのをよくご理解の上、こういった要望を聞いていただきたいと思います。

最後に、もう一点だけお聞きしたいのですが、先ほどありました端末機器の設置について、今後どのような取組をなされるのか。例えば老人クラブ、町内会でも、ファクスなりコピーの機械なりが置いてございます。そういった形で、町内会単位で置くか、また、そういうような端末を観光地区に置くのか、そういうこともあわせてお聞きしたいと思います。

(企画)川堰主幹

具体的にどこに設置するのかというのはまだ決めておりませんが、機器自体も高額なものということもございまして、当面、小樽市の施設、例えばサービスセンターですとか、本庁ですとか、図書館ですとか、そういった部分で順次進めていかないとならないなと思ってございしますが、いずれにしても関係部署等がどういった形で設置したらいいかということもございまして、内部でよく検討して、方向性を示したいなと思ってございします。

山田委員

本日に一日も早い実現をお願いしまして、私の質問は終わります。

小前委員

小前でございます。よろしく願いいたします。

学校図書開放について

銭函小が行いました先日の学校図書開放についてお尋ね申し上げます。参加者と開いた結果を教えてくださいと思います。

(社教)社会教育課長

銭函小学校の読み聞かせの実施状況でございますけれども、実施日につきましては6月28日、土曜日、9時から12時まで3回実施をされております。保護者のボランティア4名ぐらい。参加者は小学校1年生から4年生の20名ぐらいでございます。また、校長、教頭が出席をされまして、ほかにも教員の方が1名いたということでございます。

小前委員

かなりの成果が上がった試みだと思いますけれども、先生方は、今、銭函小学校のお1人が参加されたということですが、ほかの先生は参加されていらっしゃらないのでしょうか。

(学教)総務課長

当日、土曜日といいますと、先生方は週休日ということで休みなものですから、やはり強制はできないと。そういうので、心ある先生は見ると、こういうふうな形をとっております。

小前委員

教育委員会が積極的に後押しをしてくださいますように、ぜひお願い申し上げたいと思います。

教育委員会の定例会、臨時会について

次に、6月30日の朝日新聞によりますと、埼玉県志木市の市長が、教育委員会が形骸化しているので廃止するという記事がございました。最近の小樽の教育委員会の定例会、臨時会は年間何回ぐらい開かれていらっしゃいますでしょうか、お尋ねします。

(学教)総務課長

定例会につきましては月1回ということで、年度12回開かれております。それから、臨時会ですが、昨年14年度につきましては10回ほどです。13年度につきましては、17回ほどが開かれております。

小前委員

その臨時会の内容について教えてくださいと思います。

(学教)総務課長

臨時会につきましては、そのときそのときのタイムリーな、例えば規則改正でありますとか、各種委員会の委員の委嘱、それから議案としてご審議いただく緊急を要するものがございましたら、人事を含めまして臨時会の方にお諮りする。それから、議案としてではなく、その時期にどうしても説明して協議しておかなければならないもの、

そういうものにつきましては、臨時会を開催していただいて、その場でご協議いただき、こういう状況になっています。

小前委員

指導主事の学校訪問について

学校教育部長にお尋ねいたします。小樽の小中学校で指導室が学校を訪問できないというような実情がございませんでしょうか。

学校教育部長

指導主事の学校訪問についてでございますが、大きく三つの方向で小樽市教育委員会は進めてございます。その一つは、後志教育局の指導主幹が校長、教頭の学校経営全般に指導助言するものでございまして、それに係って私たちもいろいろと情報をいただいているところでございますが、全小中学校に毎年訪問してございます。

二つ目についてですが、教育局の指導主事と市教委指導室の指導主事が教育課程でありますとか、校内研修について、校長、教頭に指導助言するもので、今年度は既に全小中学校を訪問したところでございます。

そして、三つ目についてでございますが、学校長から要請がございましたら、指導主事が校外研究会や校内研修会、また、初任者研修、さらには生徒指導上の問題について、その解決に向けて先生方の授業を参観したり、アドバイスをする訪問でございます。後志管内、小樽以外の19町村でも極めて厳しい状況にございますが、本市におきましては、平成13年度には8校14回、これは全部授業を参観して指導させていただいております。また、平成14年度には12校19回となっております。生徒指導を含めると、平成13年度には90回以上、平成14年度には100回以上訪問させていただいております。平成15年度には既に数校行ってございまして、平成14年度を上まわるものと考えてございます。これも校長先生方の前向きな姿勢があってということで、たいへん私どもとしてはありがたく思っているところであります。

小前委員

小中学校の道徳の時間について

今、小中学校で行われている週1時間の道徳の時間がありますけれども、その内容はどういう授業をしているか、お教えいただきたいと思えます。

(学教)指導室長

道徳の時間における指導の内容でございますが、このことにかかわりましては委員ご指摘のとおり、おおむね1週間に1時間程度授業を行ってございまして、その中では主に自分自身に関することとか、他の人とかかわりに関すること、集団や社会に関することや、自然や崇高なものとかかわりなど、大きく四つの事柄について学習を深めているところでございます。

委員長

火災の続報について。

(消防)総務課長

ただいまの火災の続報について報告いたします。ただいまの火災現場につきましては、錦町20番8号、野村鮮魚店でございます。ここの建物の2階部分からの出火と通報が入っています。ただいま逃げ遅れ等については、いないとの通報が入ってございます。なお、出勤時間につきましては14時13分、2次出勤につきましては15分でございます。以上、報告を終わります。

小前委員

10年経験者研修について

道教委は本年度から先生方の10年研修を取り入れたという報告がございましたけれども、小樽市で該当する先生は何人おられますでしょうか。

(学教)指導室長

お尋ねの10年経験者研修についてでございますが、これは教育公務員特例法の改正を受けまして、今年度から新たに始まりました研修でありまして、在職期間が10年のすべての教員を対象に、北海道教育委員会が主体となって実施することとなっております。対象者についてでございますが、小樽市におきましては、小学校教員20名、中学校教員8名の計28名となっております。小樽市教育委員会といたしましては、道教委の研修に協力いたしまして、各学校で行われる評価や研修案のまとめ、また、連絡調整の業務に当たってございまして、既にこれらにつきましては教育局に送付をしたところでございます。今後も長期休業中などに行われる研修でございますので、これらにかかわる連絡調整に当たり、円滑に10年経験者研修が行われるよう努めてまいりたいと考えてございます。

小前委員

10年以下の先生は必ず10年目に研修する機会があるということはわかりましたけれども、10年以上在職の先生方の研修はどうなっていますでしょうか。

(学教)指導室長

10年経験者以降の研修についてでございますが、北海道教育委員会の方では、このように何年に達した者すべてを対象とする研修については、今のところ考えてはいないということで伺ってございます。しかしながら、教員というのは、その職責を遂行する上で絶えず研究と修養に努めることが大切であると考えてございますので、各校長には一人一人の先生方の個性を生かした研修が行われるよう指導いただいているところでございます。各種研修会へ積極的に参加する姿も今見られてございますので、今後ともこのような研修参加を促すことが大切であるというふうに考えてございます。

小前委員

教育活性化事業について

最後の質問でございますけれども、小樽市の教育活性化は市民の願いでございますけれども、教育委員会としては何か活性化のために考えていらっしゃる事業はございますでしょうか、お尋ねします。

(学教)指導室長

本来、学校の教育の営みと申しますのは、計画を立てまして、そのことについて実施し、その実施ぐあいという評価について行って、それを直す、改善していくという、その繰り返し、積み重ねの上に活性化が成り立っていくものかなと、そんなふうに受け止めてございます。そのためには何と申しましても、広く保護者の皆様や地域の方々の意見に耳を傾けるということが大切であると考えてございまして、開かれた学校となることが必要であると考えてございます。幸い市内の学校におきましては、学校だよりの町内回覧など、広く学校の様子などを伝える広報広聴活動が充実してきておりますので、このような活動についていっそう取組をお願いしたいというふうに考えてございます。

また、総合的な学習の時間におきましても、地域の方々が先生となって学校へ入っていただいたりとか、学校から出向いております。そのことが教育活動の内容的な活性化を生んでいるものと受け止めてございます。さらに、先ほども申しましたように、教員研修ということで、教育委員会主催の教員研修とか、冬期休業中にも冬期ワークショップというような研修も開催してございまして、多くの教員が受講しているところでございます。また、市内の学校でも公開研究会がたくさん開催されるようになってございまして、多くの教員が参加しているところでございます。これらの成果を生かして、各学校が今後とも特色ある学校づくりに努めていただけるものと考えてございます。

小前委員

ありがとうございました。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋山委員

職員の不祥事について

最初に、市職員の不祥事に関してお伺いしたいと思います。

3月に発覚していたものが、なぜ一気にテレビ放映になったのかという部分はどうなのでしょう。

(社教)社会体育課長

先ほども共産党の菊地委員のご質問にお答えしてございますけれども、不祥事が発生いたしましたのが3月でございます。それから、その後、問題をいろいろと協議してまいりまして、実質的に5月ぐらいまでにいろいろと不祥事が見つかってきたと、そういった状況がございます。それから、またさらに精度を高めるためといいますが、ほかにそういった不祥事がないのかということもいろいろと危ぐしてまいりまして、この7月5日に入りまして、こういった形が少し見えてきたというところがございます。それで昨日でございますけれども、NHKからの取材があって、こういった報道になったということがございます。

秋山委員

何でそれが外部報道に即結びついていくのかなというのが不思議だったのです。3月に発覚して、内部調査を外に漏れないように進めているはずだと思います。それが外に出て、大々的に今日の新聞報道、なぜこういう形で出てくるのかなというのが不思議だなというふうに、まず第1点感じました。

それと、親ぼく会の口座というのは、支払という部分ですけれども、何種類もの支払があるものなのでしょうか。

(社教)上杉主幹

種類の的には支出ということで、委員会の組織を三つほど、いわゆる3部門ほどに種類を分けていまして、複数の口座に振り分けていると、そういうことがございます。

秋山委員

一月5,500円ずつ、22名の分をこの口座に入れていたのですね。この職員は、去年の3月から今年の3月に発覚するまで、1年間に30数回にわたって1回数十万円から5,000円の単位で引き出していたと。22名5,500円というと、年間、145万円ですね。これでいけば200万円ほどあったというから、繰越しが、54万8,000円ぐらいあったのかなという感じなのですが、要するに180万円を使い込んでいた。これを入った中から三つの部門に分けていたということなのですか、そうではないですね。

(社教)上杉主幹

会計的には、今、委員おっしゃるように、一つの口座に入ってきますが、先ほど申し上げたとおり、それぞれの三つの部会がございまして、その中でいわゆる活発化を図るために予算を振り分けてございました。そういうことでございます。

秋山委員

だから、その親ぼく会の口座から予算を振り分けるほどたくさんの支払項目があるのかなというのが、一般の市民の立場から見て不思議だなと思うのですが、いかがですか。

(社教)上杉主幹

今年分ではそう回数的にはございません。計画的に年2回、3回というふうに分類して、それぞれの部会の方に支出をしてございます。

秋山委員

そういう中で30数回も判をもらって出して使っていた、それを見逃しているというのが不思議だなというふうに感ずるのです。おかしいでしょう、そういう感覚って。

社会教育部長

答弁申し上げましたけれども、完全に調査が終わっていない事項が含まれてございます。委員、ご指摘の点についても、我々としても、それはおかしいなというふうに思っています。それも含めて、まさに本人を中心に調べたものを、今度外回りの方から調べるといようなことも含めておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうには感じてございます。

秋山委員

中身を追及するのではなくて、こういうものを許すという体制に疑問を感ずるということなのです。先ほどの答弁の中に、ほかに類はないかということで調べたということは、ほかにこういう預り金みたいな部分があるというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

社会教育部長

こういう事案に関しまして、次から次へと出てきては困るなど。というのは、逆に言うと、個人の集まりの会、例えば友人の関係も含めて、お金を集める機会というのは多々あるだろうというふうに考えます。そういったものがないのかという点で調べるとい意味でございます。

秋山委員

ということは、そういうようなお金を集めるという部分を市職員が扱っている、どのくらいあると見て調査されたのでしょうか。

社会教育部長

この本人の事情聴取の中では、最終的にはまだ数件という形で、それも調査中ですので、もう少し時間をいただきたいということです。

秋山委員

3年前にもこういうことがありまして、先ほどの答弁でも90件ほどあったというような内容の答弁をされていらっしゃいましたが、これは全部解決済みなのでしょうか。どのように対処されたのかお願いいたします。

(総務)総務課長

確かに、先ほどおおよそ90件と申し上げました。市の担当者が組織としていいいましょうか、市としてその事務局を担当しているものがこの当時約90件ありましたので、その団体につきましては庁内のプロジェクトチームをつくりまして、1件1件各団体ごとにその中の帳簿ですとか、通帳等、そんなものの会計事務処理を調査いたしました。それぞれにつきましては、例えば印鑑の保管の仕方にもう少し配慮が必要ではないかとかというものもございまして、何点かの指摘をしたものもございまして、いずれにいたしましても、その90件ほどの団体につきましては会計の検査を終えて、それぞれ改善すべきことは改善していただきたいと思いますということで、各団体に対して結果を報告はいたしてございます。

秋山委員

前回のときは、印鑑と通帳を1か所にその方が管理されていたと。今回はもっと巧妙で頭がいいのだなと思っておりますけれども、その90件を調べて報告をした。その結果、各種団体の方に通帳を戻したのか、いまだに市職員が管理しているのかという部分が問題だと思うのですが、この件はどうなのでしょうか。

(総務)総務課長

現実問題といたしましては、まだ市職員が、事務局を担当しているという団体は多数ございます。いろんなことがございまして、極力その団体に事務局をお戻すといいいますか、担当していただきたいということは、機会を見て関係所管の方から申し上げているのですけれども、やはりこれまでの経緯ですとか、どなたが細々とした事務をやるかということについては、なかなかご理解いただけない部分もありまして、そういうことをお願いしつつも、まだ引き受けているという部分がございまして、

秋山委員

確かに市民の観点から見ると、市職員が預かってくれると何となく安心。けれども、この安心に甘えてはいけな
いな。絶対もう起こらないだろうと思っていても、申しわけないけれども、テレビを見たとき情けないなというふ
うに感じました。本当に市長をはじめ、全力を挙げて財政再建に取り組んでいるときに、こういう不祥事というの
は、要するに、申しわけないのでけれども、市長、市幹部の指導力不足と言われても仕方がないのではないだろ
うかというふうに感じます。これが民間の会社であれば、完全にイメージダウンで、世間の信用ゼロですよ。こ
ういうやっぱり小樽市役所、人のお金という部分の甘えがあるのではないかなという点は否めないのではないかと
思うのです。先ほどの研修会で市長、助役の方からお話をさせていただきますというのでなくて、徹底してそういう
指導はされるべきと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長

先ほど、研修会というのはそういう機会あるごとに、市長、助役、各部長から緊張ある業務の仕方ということは
職員に指導をしていただいていると、こういう意味で言いましたので、当然委員がおっしゃっているとおり、我々
も今回の事件については非常に残念な結果、びっくりしたという状況もあります。今後については、また、同じこ
との繰り返しと言われるかもしれませんが、とにかく意識の改革といいますが、気持ちを持っていただくよ
うに強力に指導していくということが大事だろうと思いますので、引き続き、そういう職員に対する指導、それか
ら管理職自身がやっぱりそういう危機感を持って業務に当たっていきたいと、そういうふうには思っております。

秋山委員

小中学校の駐車について

次に、小中学校の駐車ということに対してお伺いいたします。

小中学校における教師・職員の自家用車での出勤というのは認められているのでしょうか。

(学教)総務課長

これにつきましては、北海道教育委員会の職員につきましては、今まで学校というのは学校の敷地にある程度車
を止めるスペースがあるということで、マイカー通勤が許されているという状況の中で、皆さん車で出勤される方
は、敷地内に止めて通勤されているという実態です。

秋山委員

どの程度の方が車で出勤されているのでしょうか。

(学教)総務課長

今、資料はございませんけれども、だいたい道費職員のうちの、数的にいいますと、約800近くが可能かなとい
うふうに考えております。

秋山委員

800というのは、1校あたりは。

(学教)総務課長

手元の資料なのですが、小学校、中学校を合わせまして約670という数字であります。

秋山委員

670に対して600名の方が車で出勤しておりますということですね。違うの。

(「総数は何人」と呼ぶ者あり)

委員長

しっかり答えてください。

(学教)総務課長

職員の数なのでありますが、676人おりまして、そのうち職員が止めるスペースについてはだいたい確保されて

いるものであります。

委員長

車で通勤している方が何名かということです。

(学教)総務課長

それは、通勤そのものは、私どものところを通過しないものですから、詳しいことはちょっとわかっていないというのが実態です。申しわけございません。

秋山委員

では、外部の方の駐車スペースはどうなっているのでしょうか。

(学教)総務課長

これにつきましては、大分前に調査したことがございまして、その中で来客スペースですが、ない学校もございますし、相当敷地が大きいところは20台なりを確保しているところはございます。ただし、場所的に無理というところは、来客スペースがゼロという学校もございます。

秋山委員

やっぱり不思議だなと常日ごろ思っていることがあったのですけれども、子どもの通学時間というのは交通規制がかかっておりまして、通れないことになっていますね。そして、校門は、子どもの入る出入口、教職員の入る出入口、横に並んでいる。児童・生徒が通る中をプップッと悠々と教職員が車が入っていく。あの姿を見たとき、何となくずんと落ちない光景だなというふうに思っておりました。あるとき、ちょっと用事がありまして、学校に行く機会がありました。どこに止めたらいいか、もう先生方の車でいっぱいなものですから、道路に止めるわけにはいかないし、ちょっとあいていたスペースに止めましたら、即「外部駐車禁止」と帰るときに張ってあるのです。すごく厳しいな、だけれども自分に甘いのだなというふうに感じたのですが、こういう点から考えて、駐車スペースをきちんとつくるならつくる、そういう対応が必要ではないのだろうかという部分と、子どもに向けてどんな説明をされているのだろうかというところが納得できないのですが、その件はいかがなのでしょう。

(学教)総務課長

今のお話にありましたことにつきましては、おっしゃることはじゅうぶんわかっておりまして、今日たまたま小学校の校長会をやっておりまして、こういう話がありますというようなことを、また、来客用のスペースは確保することで努力するように、各先生方と校長先生が話し合ってくださいというような指導をしました。やはり緊急に来られる親御さんなどもいらっしゃるわけですから、そういうことに配慮した駐車スペースの確保をするように努力していきたいと考えております。

秋山委員

外部というのは特定の方しか出入りしないと思うのですが、要するに外から見て先生方の駐車、ここのところが疑問点なのです。きちんと駐車場なら駐車場に。ほとんど校庭の隅か玄関の前で、その間を、子どもたちは学校に来たり帰ったりしているのです。片や一般の車は通行止め、規制がかかっています。この矛盾をきちんとしていただきたいということをお願いいたします。いかがでしょうか。

(学教)総務課長

ただいまお話がありました件につきましては、やはり駐車する側で、先生方の止めるところ、それから来客スペース、そういうものはっきりさせた上で、管理をきちんとして、お客様といいますが、そういう方に無礼のないように対応していきたいと、このように考えております。

秋山委員

先生とは、まず子どもたちが一番初めに尊敬する存在だと思うのです。ところが、社会のルールができ上がっていないという部分が不思議だという観点もございまして、ここの部分もぜひご理解いただくよう、よろしくお願

いいいたします。

空き家対策について

続きまして、企画部をお願いいたします。

選挙の最中、市長は本当に人口にふさわしいまちづくりということを訴えられました。実は、その言葉が耳について離れなかったのです。選挙中、そんな思いで市内をずっと走っておりました。そして、走りながら、4年前と比べて本当に高齢化が進んでいるということを実感いたしました。一つの事例を言うと、それは土木だ、建設だとなってしまうのですけれども、高齢化対策の一環として、市でも取り組むべきときに入っているのではないだろうかという観点からお聞きしたいのですけれども、すごく空き地、空き家が増えている。放置された空き家なのです。それが1か所というのではなくて、中心市街地からちょっと離れた区域です。そして、いろんな声、例えばある住宅地で、このぐらいの値段で50坪程度の家が出ているので移りたいなど。そうしたら、そこだけでなく向かいもそうだよと、実態を聞いてみると、後継者がいない。壊すとするとやはりお金がかかる。また、あるところでは、高齢になって連れ合いが亡くなって生活が厳しいために、市営の住宅に入りたくても持家があるために、更地にしないと入れないという問題を抱えている。また、ある地域では、工場とか住まい、それに付随する建物等が数年前から空き家状態で放置されている。それが風なんか吹くと、トタンが飛んでくる。まさ屋根のまさが飛んでくる。それを近所の人全部集めて、ごみの日に投げている。そして、皆さんがおっしゃるには、何かあったときどうするのだろうという話なのです。商売をやられていた方、また、放置されている家を見るにつけ、税金の面から見たときどんなになっているのだろうかというようなことを思う時、やはり市としても考えていただきたい時期に入っているのではないかなと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

(企画)川堰主幹

少子高齢化時代を迎えまして、空き家対策というのは全国的な地方都市の共通した大きな課題というふうには認識しております。昨年のもちづくりで見えました尾道の市長さんから、秋山委員もいらっしゃいましたけれども、そういった話にも出ていました。それで、ただ、住宅というのは個人の財産ということもございまして、権利関係も伴うため、市が何らかの措置をとるとするのは難しいというふうに考えています。基本的には所有者の適切な管理が求められるところであるのですけれども、周辺住民に迷惑が及ぶときや何かは、現状では建築都市部が所有者を調査の上、是正をお願いしているという現状にあります。

秋山委員

そうしたら、これにかかわるのはここの所管ではないのですけれども、その実情は調査されているということなのですか。そして、調査されて、その結果、どのようになっているのか、これが新たな小樽市の高齢化対策には結びつかないという感じなのでしょうか。

企画部長

この空き家の対策については、以前もご質問いただきまして、総務の方で、条例等で何とかなるかどうかも含めていろいろ研究した内容について答弁したところでありますけれども、建築指導課の方でも、こういったご指摘について、この実情調査はどの程度いけるのかというあたりも行っては見ているようです。これは委員もご承知のように、消防の方でもそういった把握を常におこななければならないということで、警察もしておかなければならない。もっと言うと、町内会という単位でもやっぱり把握をしていくというのは、そういう意味では必要なことだろうと。具体的に、ではそれに対応して、法令・法規・条例等をもって何か規制をすとか、その取壊し命令をかけるとか、そういうものが私有財産という形の中では、所有者等々の維持の問題との関係でかなり難しいところにぶち当たっていくという、こういうことなのです。あえてやれそうな部分となると、集中的に木造住宅があるような中心街とか、あるいは住宅政策の中でも地区改良事業というものを導入して、一つのゾーンの一定区間の中で何戸そういう住宅があって、そういったものに網をかけて、そして国の事業、本市の補助事業の中でそういったも

のの地域を近代化させるといふか、木造住宅を解消して共同住宅化していくとか、そういうことで地区自体に老朽家屋をなくするという事業は公共的には多少かかわれるのではないかというふうに思うのですけれども、それ以外に現状の中ではかなり難しい問題があります。

私の経験からいくと、道路に家が傾いてきて、道路管理者としては大変だったということもございますので、ひとつこれが関係部、消防ですとか、総務部ですとか、建築都市部だとか、そういった問題を抱えている部署と企画部が窓口になって一度庁内で話し合いをして、どんなことができるか研究させてもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

秋山委員

都市計画道路について

もう一点、これもまた、土木に関連してしまうのですけれども、計画を立ててからもう十六、七年放置されている道路の整備事業、それはそのまま断ち切れになってしまうものなのではないでしょうか。この計画が出たときは、地域住民を集めて説明会があったそうです。それに伴って道路が広がるというので、家を後ろに下げて建て直したという地域の方もいらっしゃる。けれども、そのまま放置されてもう十六、七年たつという、そういうことに関してどんなものなのではないでしょうか。

企画部次長

本来であれば、都市計画道路の計画そのものにつきましては建築都市部、また、その道路の整備という部分では土木部というふうに思いますけれども、私が今までの経験で答えられる部分について、概略的にお話しさせていただきたいと思いますが、計画そのものにつきましては、やはり小樽市の全体の土地利用であるとか、将来像づくりを考えて、それぞれの地域をメッシュにして街路をつくる、都市計画道路というものを位置づけている。そういうことからすると、整備がなかなか進まないからといって、その都市計画道路を簡単にというか、安易にこれを外すということは難しいだろうと。今、委員の方からお話ございましたとおり、都市計画法第53条という縛りも受けておりますので、そういう指定の制限というのがかかっている場所もあると。そういうことからすると、なかなかそういう計画を簡単に見直すことはできないだろう。また、事業化という部分で言えば、今の小樽市が抱えているいろんな問題を見ますと、補償が多い、そういう事業をどんどん展開していったときに、そういうこともなかなか難しい。どちらかというとな局所的な改良という部分、それと臨時市道整備という、そういうものをあわせた中で道路を整備していくというのが、当面の土木部の置かれている状況ではないかなというふうに思っております。

したがって、すぐに我々が解決できない大きな問題だというふうに思いますけれども、それは将来にわたって、あと人口規模が大きく変わるだとかというときには、またいろんなことができますけれども、当面は、こういう状況で続くのではないかなと感じております。

秋山委員

済みません。何か所管が違うことを答えていただきましてありがとうございます。

市長への手紙について

最後に、先ほどもありました市長への手紙に関してなのですが、今日6回目の道新の掲載がございました。従来であれば市長への手紙というのは公開すべきものではないと思いますが、こういう形で新聞に掲載されるに至った経過をお伺ひいたします。

(企画) 青木主幹

市長への手紙の、北海道新聞への掲載についてのお尋ねでございますが、委員がおっしゃられましたけれども、7月1日付けの朝刊から9回にわたって市長への手紙を主題とした「手紙、市民から市長へ」というものがスタートしております。この記事掲載に至った経過ということでございますが、日付につきましては定かではございませ

んが、6月になりましてから北海道新聞の記者が参りまして、今年も市長への手紙をするのだろうかということの中から、4月1日にするというところをお話したところ、市民と市の行政をつなぐ重要な事業ということの認識を持っていただきまして、ぜひ新聞の方で特集をしたいということで、取材希望がございました。その際に、広報の方でも書いてございますように、差出人の秘密は厳守しますということで書いてございますので、記者の方には、あくまでも私どもの方からこの方が書いたものだということを直接はお教えすることはできません。ただし、市の方から差出人に対しまして、報道機関の方が取材のご希望をお持ちなのですが、それにつきましてお受けいただけますでしょうかということで問い合わせをいたしまして、それで了解を得られたものに関してのみお教えして、記者の方で取材に行かれたと、そういう経過でございます。

秋山委員

先ほども企画の方でも答えていらっしゃいましたけれども、市民の動向、また、行政を考える上では、すごく市長への手紙は役立つと思うのです。今回の新聞に載ったとき、タイミングよく市長、PRの部門としてとらえてやっているのかなというふうに感じたのですが、そうではなくて、たまたま道新からの要望により、両方に断った上での掲載だったということですよ。この報道を見まして、一番わかりやすい旭展望台、ごみ、そして駐車、市と市民両方ともに頭の痛いところへ本当にポイントよくスポットを当てて、載せてくれているなという感じを受けました。これ、道新に聞かなければわからないのだけれども、どの程度まで続けるのかなと。

よかったという点では、市の抱えている難しい問題を市民に公開して、お互いに考える機会になったという点ではプラスかと思います。あまり長すぎるといのもちょっとまたかという感じになるものですから、どの程度まで認めているのでしょうか。

(企画)青木主幹

ただいまどの程度まで続くのかということのご質問かと思うのですが、当初私どもの方では9回連載ということで承っておりますので、あと3回連載ということで聞いております。

秋山委員

この掲載が市民の理解につながればいいなという思いで、今、質問させていただきました。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時30分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

佐々木(勝)委員

今年度の火災発生状況について

消防の方に1件、それから総務の方に1件、社会教育1件、そして企画部というふうにお尋ねします。

タイムリーな問題で、先ほど私通告していましたが消防の問題で、火災の関係で聞こうと思っていた部分で、今日いみじくも火災発生ということになったのですけれども、まず、今年の出火件数。高齢者が冬に入って2名も亡くなったとか、こういう件がありました。恐らく今年の出火件数は前年に比べて多いのかどうかということもあるので、まず今年の出火件数、これを前年度と比べて、現時点での件数を教えてください。

(消防) 予防課長

今年の火災発生状況ということですが、7月6日現在で報告させていただきます。火災発生件数は48件となっております。これは昨年同期に比べますと、8件の増加となっております。火災別を見ますと、建物火災が27件、これは前年比12件ほど多くなっております。車両火災が11件、これは前年と同じです。林野火災が1件、これはマイナス2件でございます。それから、投げ捨てられたごみや雑草、枯れ草などが燃えた火災、これらをその他の火災として扱っておりますが、これが9件、前年から比べますと2件ほど減少しております。火災による死者は3名、それは1月1日にロシア人が1名、あとの2名につきましては、自殺による焼死者でございます。

佐々木(勝)委員

今年に起きた増減の部分をとらえながら、今年の出火件数の状況の特徴はどういうふうに押さえていますか。

(消防) 予防課長

火災別の特徴を見ますと、今、報告申し上げましたのは、特に建物火災。このうち住宅火災が少し多くなっております。この住宅火災の中身を見ますと、焼失面積が50平方メートル以下のぼや又は半焼といった火災、小規模の火災ですが、前年よりちょっと増えていると、このように感じております。

佐々木(勝)委員

前から出勤の早さというか、こういうことからいって大きな火災にならないでおさまると、こういうことが言えるのかどうか。それから、もう一つは、たばこの不始末とか、その原因はどういうふうになっておりますか。

(消防) 予防課長

これらの火災の原因といたしましては、現在調査中のものもございます。主なものを申し上げますと、やはり放火の関連、こういったものが17件。それから、たばこの火、これが7件ほど。それから、今年の特徴といたしまして、ストーブをつけたまま家をあける、その間に火災が起きるということで、春先に4件ほど発生してございます。あとは、昨年に飛びますと、天ぷらなべなどのコンロからの火災が減っておりますけれども、半面といいまして、電気による火災、屋内外の配線、それから接続器具のプラグの不良とか配電機器の不良などの火災が増加傾向にあります。

佐々木(勝)委員

それで、この先の見通しというと、増えていくということは決して許されないことだというふうに思いますけれども、特にこの時点で、これまでの現状を踏まえて強化対策はどんな手だてを。

(消防) 予防課長

対策ということですが、まず1月、2月中を見ますと、ストーブによる火災が増えたと。そんなことでは、2月10日から3月10日までを重点的に住宅火災の防止ということで、住宅地域における消防車による火災の講習の呼びかけ、また、町会やいろいろな会合などで、防火を呼びかけてもおります。また、消防団員などの協力も得て、町内会の注意ということで実施したところであります。また、5月には、長橋地区などで放火などが発生するとともに、また、終業後の工場や飲食店などで火災が発生したと。こんなことがありまして、6月5日から11日までの1週間は、特に夜間に消防車によるスピーカーを利用した火災予防の呼びかけ、こんなことを実施してまいりました。

佐々木(勝)委員

わかりました。なおいっそう防火を含めて、件数が上がらないように、お互い協力し合っていきたいと思っております。

職員の倫理規程について

総務の関係なのですけれども、私は先の不祥事の関係のダイレクトの中身ではなくて、小樽市職員の倫理規程を立ち上げましたよね。この経過についてお聞かせください。

(総務) 職員課長

倫理規程につきましては、当時全国的に国家公務員、地方公務員において利害関係等の不正事件が起きていまし

た。そういうことが表面化したことから、平成12年11月1日から、特に職員の公私の区別、それから職務にかかわる利害関係者との行為に関して、その倫理について定めてございます。

佐々木（勝）委員

その扱いは私も当時委員会におりましたから、この倫理規程そのものは一つの冊子にまとめられていると聞いております。現在、これがどういう配布の仕方をされているのか。

（総務）職員課長

基本的に職員それぞれに渡しております。

佐々木（勝）委員

それをなかなか見る機会というか、そういうことはないのかと思うのだけれども、それで今回の不祥事は、原因がいろいろあると思うのだけれども、その認識は、再発の防止のためにつくられたというふうに、私も思っているのだけれども。だから、今回このつくられた倫理規程が再発防止にどういうふうに生かされたのかという部分についてはお答えできますか。

（総務）職員課長

この倫理規程につきましては、基本的に地方公務員法第30条のサービスの根本基準というものがございまして、「公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてやらなければいけない」という部分がございます、その中で、特にこの冊子につきましては利害関係者と職員とのかかわりの方法といいますか、こういうものはやめるべきだとか、というのを特化して定めております。ただ、特化されておりますけれども、地方公務員法の趣旨そのものが根本にありますので、そういった意味でこの倫理規程をやはりもう少ししっかり職員が押さえておけばという部分もあると思います。

佐々木（勝）委員

そういうことで、この先の問題にもなりますから、倫理規程の位置づけというか、扱い方、これらをしっかりと位置づけていくことによって解決できるものはあるのかなと思いますので、今後とも注意願います。

文化財調査について

それから次に、これは社会教育の方に前から質問していたのですけれども、文化財調査について。これは総合計画の中でも盛られてきた内容なのですけれども、この文化財調査についての目的と内容を、まずお知らせ願いたいと思います。

（社教）社会教育課長

この事業は小樽市所在文化財調査事業と申します。目的でございますけれども、市内には国や道、市の指定文化財以外にも数多くの貴重な有形、無形の文化財が残されております。しかし、これらの中には所有者の変遷あるいは適正な価値判断もされぬままに遺棄・滅失されていったり、保持者・伝承者の高齢化によって技術や習得の絶えている可能性も出てまいります。そこで、こういった文化財を後世に保存・継承するための基礎資料といたしまして、各分野の文化財について、順次、所在地調査を行う、これが目的でございます。

また、内容につきましては、第1回の調査が平成8年度から始まったわけでございますけれども、平成8年度から10年度に実施いたしました仏像寺宝調査というものがございます。この調査の段階では、道内最古の仏像が確認をされております。浅草寺にあります小観音仏像ですが、これは確認された後、平成11年に市の有形文化財に指定をされております。また、平成11年度から12年度にかけては、近代化遺産の調査を行っております。近代化遺産というのは、幕末から明治・大正・昭和の初めにかけての歴史のあるものでございますけれども、旧手宮鉄道施設や奥沢水源地、北防波堤などの調査をいたしております。そういった中で、旧手宮鉄道施設については、ご承知のように重要文化財に指定をされております。平成13年度からは美術工芸品、考古調査を行ってきておりまして、美術工芸品につきましては、市内でこういったものを所持している作品等について調査をするとともに、考古調査

では発掘した出土品、そういったもので価値のあるものはないかということの調査でございます。これが内容でございます。

佐々木（勝）委員

予算の関係なのだけれども、調査費というのかな、これはどのぐらい見積もって、どういう処理をしているのか。

（社教）社会教育課長

予算でございますけれども、平成13年度予算額は9万9,450円になっています。ほとんどのものがその価値の鑑定ということで、それなりの権威のある専門家を招く旅費が主なものでございますけれども、13年度につきましては、道外の鑑定の方を招かなくても済んだということで、決算額については消耗品等で5,850円となっております。14年度予算額は9万50円、今年度は7万2,450円という形になっております。

佐々木（勝）委員

積み重ねだと思っけれども、その程度の費用で実態調査ができるのですか。

（社教）社会教育課長

市内に所在している文化財ということで、この掘り起こしと申しますか、文献を調べたり、それから各方面の方のお話を伺いながら、どういうものがあるのかということにつきましては、それほど費用がかかるものではないのでございますけれども、ただ鑑定という部分になりますと、なかなか市職員は素人で難しいという部分があります。現状の中では、この予算額の中で本事業はじゅうぶん成り立つような形に考えております。

佐々木（勝）委員

本当に小樽の持っている貴重な財産を、私、発掘というと掘り出すものだけれども、掘り起こしという言葉を使っていましたけれども、小樽の財産ですから、どんなものがあるのか、これを手いっぱい掘り起こして、そして後につなげていきたいというふうに思っているものですから、それでそういうためにリストアップして、常に管理されているものでしょうか。今後どういうふうに扱っていくか。

（社教）社会教育課長

この事業は平成8年度から始まったわけでございますけれども、ここに至るまでにさまざまなものを調査してまいりました。こういった中で、当然価値がどれくらいあるのかということリストアップをしながら、ランクづけがやられておりますので、我々としては、今後、当面15年度の事業が終了いたしました後、その整理を少しやってみたいというふうに考えておまして、リスト等が作成されましたらお示しをしていきたいと考えております。

まち育て出前講座の実施状況について

次に移ります。

先ほどは市長への手紙というお尋ねのお話がありましたけれども、私の方からは「まち育て出前講座」の実施状況についてお話を聞きたいというふうに思います。私の方に13年6月の資料があって、それから14年、15年と推移しているわけですが、14年度実績、これを示すことができますでしょうか。

（企画）青木主幹

ただいま、まち育て出前講座の14年度の実施状況についてのお尋ねですが、570件、参加人数といたしまして3万3,191人の参加でございました。

佐々木（勝）委員

13年度実績は、手元の資料では273件、それから8,656という数字で押さえているのですけれども、それによろしいでしょうか。

（企画）青木主幹

13年度につきましては、件数につきましては134件、参加人数につきましては4,814名ということで押さえてございます。

佐々木（勝）委員

そういうことで、13から14にわたって変化しているというふうに思うのです。広報版にも載せていますけれども、80講座を予定しましたよね。それが変化しているというふうに思うのです。どういふふうに変化しているか。

（企画）青木主幹

お尋ねのまち育て出前講座のこれはメニューの件数ということになりますが、当初13年6月にスタートしたときには80件のメニュー。14年度におきましては、1件増えまして81件。今年度メニューの見直しを行いまして、15年度におきましてはメニューの件数61件ということで、昨年度に比べまして20件減らしてございます。

佐々木（勝）委員

その減らした理由といえますか、これがわかれば。

（企画）青木主幹

昨年は81件の実施ということで行っていたわけなのですが、メニューの項目の中には、例を申し上げますと、青少年科学技術館で児童に対して行っているサイエンススクールや、保健所の保健課で行っております保健指導関係のメニュー等、これらが通常の年間行事といえましょうか、通常ベースで行われている行事であるということで、まち育て出前講座ということで取り扱うよりは、通常の年間行事という仕切りの中で整理させていただいて減らしたということで、これらの行事がなくなっているということではございませんが、まち育て出前講座のメニューからは落としまして、21件の減となっております。

佐々木（勝）委員

やっていく中で整理をしながら行っていると思うのですけれども、ほとんどその内容というか、出前講座ですからお呼びがないから出かけていかないと、こういう部分が中心になりますよね。お呼びがないけれども、こっちから出かけていくということもあるのだろうと思うけれども、減らした中には、ほとんど今の話でいうと、別な機会でもやれるからいいと。お呼びがないものというものもあったのではないかと思うのですけれども、その辺は。

（企画）青木主幹

委員がおっしゃったとおり、昨年度の実績の中で件数がなかったものもでございます。今、その割合について手元になくて申しわけないのですが、半数を割る部分で実施がなかったものも確かにございます。ただ、これはそのメニューを落としてしまいますと、市民に対してこういうメニューがあるのだよという例を示すということの大切さから考えると、それについては今回においてはメニューから落としてはございません。

佐々木（勝）委員

では、この項の最後になりますけれども、市長への手紙は、要望・意見があってそれを政策に生かしたとか、こういうことでありますけれども、この出前講座では、一方的にこちらから話をする人が多いと思うのだけれども、その中で意見反映されたものというのも、これは出てこないという意味がないというふうに思うので、これまでの中で意見反映されて、そして今動いていると、こういうものがあつたらお知らせください。

（企画）青木主幹

まち育て出前講座も広報広聴業務の一環ということでございまして、市職員が市民の要求に応じてまちへ出かけていって話をすると。これが一つの広報という考え方になるかと思いますが、実施の際には必ず参加者からアンケートをとると。その講座の中身に関するものだけではなくて、場合によっては、その他市政に関するアンケートでお答えをいただく場合もございますけれども、それにつきましては所管課で、その後の事業の改善等に生かしているものと思っております。

佐々木（勝）委員

そうすると、アンケートという一つの方法をとりながら意見を吸収していく、集約していくということの手だてをとっているということですね。それは一定の期間になると、だいたいどんなアンケートに対する答えなのかとい

うことは公開できるというか、物によっては明らかにできるのですか。

(企画) 青木主幹

今のところ、アンケートの中身につきましては、こう申し上げますと申しわけないのですが、雑多な内容もございまして、今後、アンケートの中身について善後策等を考えていかなければならないなということで考えております。

佐々木(勝)委員

そういうことで知恵を出してアンケートをよりよいものにしていって、市民の要望・意見を集約していってほしいというふうに思います。

行政改革実施計画の第2次改定の進ちょく状況と見通しについて

小樽市の行政改革実施計画の第2次改定がありました。現時点での進ちょく状況について示してください。

(総務) 田中主幹

新行政改革実施計画の第2次改定の進ちょく状況と見通しについてでございますが、平成14年度実施分につきましては、現在取りまとめ作業を行っているところでございます。昨年と同様に第3回定例会で報告を予定してございますけれども、現段階での本当に概括的な説明ということでさせていただきますと、第2次改定の初年度でございました平成13年度、これは昨年の第3回定例会で報告いたしましたけれども、実施率は一部実施も含めて69.4パーセント、約7割の実施。効果額は約6億5,000万円でございます。これに比較して、昨年度での平成14年度の見通しとしましては、実施率では8割を超える程度。それと、効果額は、最終的に積み重ねの作業でも、13年度をかなり超えるような額で出るだろうというふうに、現時点では予測しております。

佐々木(勝)委員

9月の決算が出てからの分というのは私も予想しますが、見通しとすれば相当の効果があるというふうに認識いたします。それで、それを受けての今後の課題といたしますか、その見通しという部分についてはどういふふうになりますか。

(総務) 田中主幹

13年度、14年度、15年度が第2次改定ということで、14年度決算も含めまして、15年度にかけて既に民間委託等につきましては、港湾部の引き船の業務委託、これは15年度から実施しておりますし、総合体育館の一部月曜閉館については14年度当初からいたしまして、それを拡大いたしまして、NPO法人の体育協会、これも14年度という形で、项目的に実施できるものは速やかに実施していこうと。それ以外でも健全化も含めて、項目はなるべく手をつけられるものは早く手をつけていこうという考えでやっております。

佐々木(勝)委員

小樽市総合計画第2次実施計画の進ちょく状況について

それでは、時間の関係もありますので、最後にします。

同じく小樽市の総合計画、いわゆる「市民と歩む21世紀プラン」が、第2次実施計画のまさしく15年度が最終年度という形で進めておりますが、この計画の進ちょく状況といたしますか、これをお示しできますか。

(企画) 福井主幹

今、お尋ねの第2次実施計画でございますけれども、13年度から15年度までの計画数値としては551億円程度でございますし、実績については14年度決算見込みと、今回の計画の15年度の今定例会の補正予算までも含めると、実績が499億円ぐらいあります。今のところの進ちょく率は、この数値でありますと91パーセントということです。

佐々木(勝)委員

それで、これは平成10から12、それから13から15と、こういう形をとるわけですね。実施計画の、今後の見通しといたしますか、これは第3次実施計画につながっていくものというふうに押さえるのですけれども、そういう流れでいいのですか。

(企画) 福井主幹

来年以降の第3次実施計画についてでございますけれども、ただいま本年の3月31日で21世紀プランの中間年、5か年を経過したところでございます。これについては、この5か年の中間点検を、ただいま行政評価の手法などを一部用いながら、現在、行ってございまして、その点検を踏まえて第3次実施計画に反映させていきたいと、こういうふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

今、いみじくも行政評価の関係が出ましたけれども、答えの中には、これまでも私の言葉で言うと政策評価というのだけれども、それを取り入れてしっかりとものに積み上げていきたいというふうに思っているわけですが、さっき中間点検と言いましたね。各原部が中間点検をするという作業にもう入っていると、こういう状況でよろしいですか。

(企画) 福井主幹

原部から事項点検を早目にいただいて、既に私どもでは作業を進めている段階でございます。

佐々木(勝)委員

以上です。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

上野委員

一般質問から今日まで、私は5回質問をさせていただきました。今日、最後でございますので、通告をしていませんけれども、先ほど何人かに言いましたので、四、五点質問させていただきます。

職員の不祥事について

さっきから出ている不祥事の問題でございます。小樽はたいへん職員と市民が仲がいいというか、和気あいあいという場がたくさんございます。今回の不祥事、やはり体育指導員の方たちと職員の方たちが意気投合したというのが、そういう不祥事につながるかつながらないかは別にして、少しのお金でも融通できるなということが何回か続いてこういうふうになったと思います。モラルの問題ももちろんございますけれども、やはり先ほど聞くと、扱う件数が多いでございますので、理事者の方が、水際でそれをカバーできるということ。今後そういうことをきちっとしてあげる。もちろんそれを行った職員は、もう本当にたいへんな罪を犯していることはもちろんわかっていますけれども、やはりそういう対策も大事ではないかなということを感じております。これにつきまして、もしございましたらお願いします。

社会教育部長

今回のこういったご迷惑をかけたことについては、陳謝をしたいと思っております。きちっとした調査に基づいて原因究明が必要だろうというふうに思っています。そういう中で気の緩みも指摘をされました。そういうことも含めて足元からじっくり調査をし、反省をしなければならぬというふうに思いますので、まだ答弁できない部分もたくさんありますけれども、厳格にやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

上野委員

どうぞ今回の不祥事が今後生かされるようにやるのが一番大事ではないかなと思いますので、よろしく申し上げます。

小学校の適正配置について

もう一点でございますけれども、昨日、市立病院の特別委員会に私も出席させていただきまして、市長に見直し

たらどうかと言ったところ、市長はそんなことはできない、上野委員が何ぼ言ってもおれはやるのだという、力強い市長からの新市立病院をつくるというお答えがございました。それを踏まえまして、昨日の質問事項をずっと私も考えたところ、どうもやはり今日の新聞に載っていたとおり、病院は今つくろうとしているのだけれども、場所がまだ選定されていない。今日は総務でございますので、昨日は特に学校、教育委員会の方に矛先が大分行っていました。適正配置の問題が、この市立病院と大きく絡んでくると思います。適正配置は、16年から17年にかけてというふうにはまだはっきりした線が出ておりませんが、前倒しに早くしないと、この病院の建設問題にも大きな支障を来すのではないかな。同じ小樽の行政の中でやっていることでございまして、それはそれ、これはこれというふうにはいかないのではないかと思いますので、適正配置につきまして、今の計画をもう少し前倒しして、何らかの新病院の方向性をつけてあげることはできないかということを質問いたします。

教育長

小学校の適正配置につきましては、先日もお答えをいたしました。今年の9月から来年の3月まで、各地域でいろいろと市民の方々、教育関係者のご意見を伺いたい。その後、16年4月から具体的に実施の手だてについて考えていきたいということで、現在、頭の中に校名は一つもございません。それで、前倒しできないかということですけれども、全く仮の話で、例えば病院の近くの小学校のことというふうには想像いたしますと、私どもとしては、教育委員会の方からA小学校を病院にということは非常に申し上げにくい。ですから、例えば市長部局の方からA小学校ということであれば、それは実施段階の中で検討したい、その程度にとどまるだろうと。ですから、前倒しということにつきましても、私どもはやはり西部地区、中央地区、東南部地区という地区の問題と、例えば申し上げましたけれども、花園100年、量徳130年という周年行事なんかもございますので、そういうことの間を縫って地域ごとに検討していきたいということですから、前倒しの話はご意見は承っておりますけれども、かなり面倒であろうと思います。

上野委員

教育長から今までの発言とちょっと違う、少し前進的な、市長部局の方から提案があれば何か考えるというような一つを引き出しましたので、どうぞそちらの方もお願いいたします。

教育公務員の給与について

私は今回議員になって、3か月しかたっていませんので、数字がまだまだわからないという状況で、財政のことを質問したいへん申しわけございませんけれども、平成13年度から17年度にかけての財政健全化計画がもう実施されて、今年度15年でちょうど折り返し地点でございます。いろいろこの問題につきましては、代表質問、また、委員会等でも出てございますので、何点かこの中のことを質問いたします。その質問をする前に、一つだけ私が疑問に思っていることなのですけれども、これは財政とも関係あるのですけれども、職員1人当たりの平均給与の部分に、一般職員それから教育公務員、消防職員、臨時職員と四つの項目がございます。そのうち教育公務員という項目があるのですけれども、この小樽市の財政の42ページ、小樽が全道の各都市から見るとたいへん高い率なのです。これは一目りょう然にわかるのですけれども、どういう意味がちょっと教えてください。

(財政) 財政課長

ここにある教育公務員というのは、小樽市の場合、学校教育部の中に指導室がございまして、指導室の職員の給与を平均したものでございます。指導室の方々には室長、主幹、係長職の方が3名ということで、13年度5名いたのですが、学校の先生の給料をもらっていた方が、今は小樽市の教育委員会に配属になって、小樽市が給料を払っている、そういう方をここに集計しているのですが、他都市と比べて高いのは、小樽市の場合、皆さん役職がついている5人の兼任でございます。他都市は一般職の方もまじっていると、そういう個々の事情がありますので、単純にはなかなか比較できないかと思えます。

上野委員

私も単純に質問して、単純にはお答えできないという、その気持ちはよくわかりますけれども、財政難の折、他都市よりはかなり比率が高いということを今後検討して、必ずしも給料の高い方がきちっと指導ができるということではございませんので、それらも含めてご検討いただければありがたいと思います。言い方が悪うございましたけれども、そういうことも含めてたいへん厳しい財政でございますので。

遊休資産について

それから、健全化計画の中で、特に遊休資産の活用、処分の促進と、その他の項目であるのですけれども、今どのようにこれが進んでいるのか。また、今のところどういうふうになっているか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、お願いします。

(財政) 財政課長

遊休資産の活用といいますか、処分なのですが、一つには大きな遊休資産が出た場合に、その残った土地なり建物を今後どういうふうにするかという検討が必要かと思えます。ちょっと実績を申しますと、平成12年度、遊休資産の売却で約1億2,700万円になっております。これは旧手宮の魚揚げ場というものを売却しましたので、そういう大きなものがあったということ。そのほか4件ほど、貸付地とか遊休地を売却した。13年度は大きな物件がなくて、4件で1,100万円ほどの売却益を得ております。14年度はこれは決算集計中でございますが、旧住吉中学校を売却したことなどによって、約2億1,200万円の売却収益を得ております。15年度予算でございますが、約1億2,000万円ほど予算に組んでおりますが、一つは先ほど言いましたように、一定程度大きな物件が出ますと、その有効活用等を庁内で討議して、当面必要ないというか、将来的にも必要ないということであれば、財源にするために積極的に売却するというところでございます。

もう一点、普通財産の中にも、全くの遊休地と一般の方にいろいろな過去の経緯から貸付けをしている財産がございます。これは貸し付けるところは使う人がいるということですから、私も今年の春からですが、貸し付けている人に、売るとしたら買いますかというアンケートをとりました。だいたい4割の方が、額は示していないのですが、買いたいという意向はお持ちなようですので、これから契約管財課の方になりますが、個々の貸付者の方と、いろいろ価格面とかそういう条件もいろいろ交渉しながら、貸付地はあまり大きな土地もないのですが、そういうところについては積極的に売却していきたいと、そういうふう考えております。

上野委員

小樽は、市の遊休地はたくさんあると思うのです。やはり積極的にセールスマンになって、もちろん港湾ということも大事でございますけれども、遊んでいる土地をいろんな場面に活用してもらおうと。小樽市民でなくとも、ほかの人たちでもできるような、幾らかでもそれが小樽の財政の健全性へ向かっていくことが私は大事だと思いますので、魅力的な価格で売れるような。そしてまた、小樽は特に、答えは要りませんけれども、例えば市営住宅等がもう入っていないと。もう平成14年から全然入っていないですよ。だけれども、そこが壊れてない。建物がそのままになっていると。これは本当に大きな問題なのですけれども、やはりそういうものもお金がかかるかもわからないけれども、早く壊して使い道を考えるということが大事ではないかなと思います。

基金の有効活用について

あともう一点、基金有効活用とある。これ、資金基金とあって、景気のいい時代から小樽の篤志家が18億円という、たくさんのお金を基金として小樽の方に預けてくれて、それを活用させていただいているのです。これはその方の名前も載っている基金もございまして、なかなか運用はできませんけれども、やはりこれからこの基金の有効活用ということも考えていかなければいけないのではないかなと思いますけれども、それについてお願いいたします。

(財政) 財政課長

今、資金基金が、小樽の場合、篤志家の方が非常に多くて、篤志家の方の名前の載ったものも含めて31という、

非常に他都市にはないような数の基金を持っております。金額は18億3,000万円程度でございますが、金利の高いときには、その基金の利息でじゅうぶん事業に充てても間に合っていたのですが、最近是非常に金利が安うございますので、利息ではなかなか事業ができないという実情があります。そんな中で、財政状況も非常に厳しい中、使ってしまうと、あっという間に元金というのはなくなるものなのですが、それぞれの基金の篤志家のご意見とか、それぞれの基金の持つ性格を考えて、できる限り財源として使えるものには使う。あとは残して、今後の活用時期までためておくという、使い方をします。そういうことを考えております。

あと、一つはそういう財源としての使い方なのですが、もう一つ、資金繰り上の使い方というのがありまして、今、銀行に預けても非常に利息が少ない。小樽市も、資金的にも年じゅう、銀行から一時借入金を起こして、市の財政を運営しているのですが、それも預けるよりは借りる方が高いわけですから、市民の基金を一時資金繰りに充てて、その部分は市中銀行から借りるよりは安く金利を抑えられると。また、基金が市中銀行に預けるよりは高く金利を設定するとか、そういうことでの資金繰り上の活用もしております。

上野委員

やはり資金の有効活用はたいへん大事な問題だと思います。失敗しないようにしてください。

財政健全化計画の見通しについて

最後に、財政部長に、健全化計画が今ちょうど折り返し点に入っていますけれども、17年度までの見通しをお願いいたします。

財政部長

今の健全化計画は2回改定して、17年度まであるのですがけれども、昨年のベースで収支不足が150億円という段階でした。ただ、これも今回の議会でいろいろお話しさせていただいておりますけれども、職員のいろんな懸命な努力が功を奏したといえますか、そんなことで若干の軽減はされておりますけれども、15年度からの3か年では、八十三、四億円の収支不足があります。そういう中で、今の健全化計画そのものを、やはりこういった現況の中で見直していかなければならないだろうということが一つございますので、今、年内をめどにでございますが、改めて今の健全化計画をつくり直して、また、今後5か年程度の中で新たなものをつくっていきたくと思っています。

ただ、いろいろのそれこそ三位一体の改革の中で、交付税のありようがどうなっていくのだろうかとか、それから国の負担金・補助金のありようがどうなっていくのだろうかとか、いろいろ現段階ではなかなかはかり知れない要素がたくさんございます。それはそれとして、我々も今一定程度行政改革の中でもかなり努力をして頑張っておりますので、かたいところからある程度見て、そしてかなりシビアな詰めが必要とは思いますが、今後5年程度のスパンの新たな計画を年内につくっていきたくと、こういうふうに考えております。

上野委員

私も数字にはまだ暗いですが、勉強させていただいて、もう財政の面で上野はすごいことを言うといわれるように勉強しますので、財政の方も一生懸命お互い勉強をお願いいたします。

トイレの壁について

最後でございますけれども、私はここの3階にいつも裏から上がってくるのです。各階階段を上ったところ、全部トイレが見えるのです。女性トイレにいる方のシルエットが見えるのです。女性ですから、ちょっと直したりするのがシルエットで見えてくる。男性も立って何かしますと、その状況がシルエットで見えてくる。特に日が入ってくるとシルエットが映りますので、シルエットの映らないようなトイレの壁にしていいただければ、大したお金もかかりませんので、私にやれと言ったら私何かやりますけれども、特に女性の方のお手洗いにシルエットが映るといことはどうかと思いますので、くだらない質問と言われたらあれですけども、大事だと言ったら大事だと思いますので。

総務部長

いつもいろいろなお提言ありがとうございます。確かに私も見て、シルエットが映るというのは確認はさせていただきました。ただ、今現在、私だけかもしれませんけれども、特にそれを何とかしてほしいという、そういう声は聞いている状況ではありません。そこら辺のそういう声があることをまず一つ確認させていただいて、上野委員はいろいろアイデアをお持ちですけれども、どういう形にして、そういうことができるものか、ちょっと時間をかしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

上野委員

以上で終わります。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時25分

再開 午後 4 時40分

委員長

会議を再開いたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

企画部、青木主幹。

(企画) 青木主幹

先ほど佐々木(勝)委員へのご答弁の中で、私が出前講座の13年度における件数、参加人数について申し上げた数字に間違いがございました。正しくは、13年度におきましては213件、参加人数が8,655人で行いました。訂正しておわび申し上げます。

委員長

これより一括討論に入ります。

共産党。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第9号は可決、議案第10号は否決、議案第15号は可決、陳情第2号は採択を主張し、討論をします。

議案第10号は、小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案ですが、現行水準を引き下げる内容の条例案には賛成できません。

議案第15号は、我が党提案の非核港湾条例案ですが、この1年間で核兵器をめぐる情勢が大きく変わっています。アメリカは先のイラクへの武力攻撃で、核兵器の使用に踏み出しました。アメリカの核の先制使用に対して、世界中の抗議の声が上がっています。日本の小泉首相は、イラクの大量破壊兵器を回収するというブッシュ大統領の言葉を無批判に擁護し、今また、国会の会期を延長してまでイラク特措法案を成立させようとしています。際限なく軍事化を広げようとする政府の在り方に、多くの国民が抗議の声を上げています。同時に、平和を願う世界とアジアの人々との連帯、共同行動も大きく広がっている今こそ、小樽港が平和な商業港として発展することを願い、非核港湾条例の可決に各委員の皆さんの賛同をいただきますよう訴えて討論といたします。

委員長

続きまして、自民党。

山田委員

自由民主党を代表いたしまして、議案第9号、第10号は可決、議案第15号は否決、陳情第2号は不採択とする討

論を行います。

共産党提出の議案第15号は、小樽港へ入港する外国艦船に非核証明書の発行を求めるものですが、我が党は非核3原則が国是として厳格に守られているという認識であります。外国艦船の我が国への入港を認める権限は、国の専権事項であります。本件として、このような条例は必要がないという立場です。よって否決いたします。

また、陳情第2号は、公務員制度改革大綱の撤回を求めるものであります。我が党は、この大綱に基づく公務員制度改革の推進を主張する立場であります。このため賛成はできず、よって不採択いたします。詳しくは本会議で討論いたします。

委員長

続きまして、民主党・市民連合。

佐々木（勝）委員

民主党・市民連合を代表して、討論いたします。

議案第9号、第10号、第15号、すべて賛成であります。陳情第2号も採択という態度であります。二つに絞って討論します。

議案第15号の非核港湾条例、これについては、今、政府も苦しい答弁をしながら、イラクの特措法を進めようとしている。どうしても矛盾は起きてきます。そういう中で、今回自衛隊をそこへ派遣するということについては、基本的には戦争に参加するという形になるのではないかと。そういう面で、私は、戦争に協力するのではなくて、やめるということを強調しなければならないという立場に立ちます。

それから、もう一つは港湾条例の関係ですけれども、これもいろいろやりとりをしていて聞いていますと、私たちはいずれも小樽市民の安全と財産を守るという状況にはないというふうに思います。そういう面では、私も確かなものにするために、この港湾条例をつくって市民の安全を守っていくと、こういうことで主張いたします。そういうことでこれを可決すると。

それから、陳情についてはいろんな制度の問題がありますけれども、やはり国際的に評価される、憲法等こういうところに評価される制度内容でなければならないというふうに私も思います。そういう面では願意妥当ということで、陳情についても採択を主張し、討論を終わります。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第15号及び陳情第2号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は採択とそれぞれ決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立少数。

よって、議案は否決と、陳情は不採択と、それぞれ決定いたしました。

次に、議案第10号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

お諮りいたします。議案は可決と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

この際、所管事項の調査について、お諮りいたします。

本委員会の所管事項の調査は財政の健全化についてとし、閉会中も引き続き継続して審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。